

鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事

図 面 目 録		
通し番号	図面番号	図 面 名
01	E-00	表紙・図面目録
02	共-01	共通仕様書(1)
03	共-02	共通仕様書(2)
04	共-03	共通仕様書(3)
05	電特-01	電気設備工事特記仕様書(1)
06	電特-02	電気設備工事特記仕様書(2)
07	電特-03	電気設備工事特記仕様書(3)
08	E-01	案内図、改修後配置図
09	E-02	盤類結線図(改修前・後)(1)
10	E-03	盤類結線図(改修前・後)(2)
11	E-04	盤類結線図(改修前・後)(3)
12	E-05	1・2階幹線動力設備図(改修前・後)
13	E-06	照明器具・トイレ呼出し器具参考姿図
14	E-07	屋外、1階電灯設備図(改修前・後)
15	E-08	1・2階コンセント設備図(改修前・後)
16	E-09	1階非常照明・誘導灯設備図(改修前・後)
17	E-10	情報表示設備システム概要・系統図・機器参考姿図
18	E-11	誘導支援設備システム概要・系統図・機器参考姿図
19	E-12	1・2階弱電設備図(改修前・後)
20	E-13	1・2階自動火災報知設備図(改修前・後)

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事	図面名称	表紙・図面目録	縮尺	—
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	E-00	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																	
1.	工事概要		⑦	下請負人の選定	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格者と下請契約を締結してはならない。</p>		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。																		
1.	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事						◎仮囲いを設置する場合は、設置後に点検を行い、その記録を保管すること。																	
2.	工事場所	鳴門市撫養町南浜						◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階（天井）のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。																	
3.	建物概要	<table border="1"> <tr> <td>建物名称</td> <td>鳴門市分庁舎</td> </tr> <tr> <td>構造・規模</td> <td>R C造 地上2階・地下0階</td> </tr> <tr> <td>敷地面積</td> <td>1427.17 (m²)</td> </tr> <tr> <td>延床面積</td> <td>【既設】1,127.33 (m²)、【新設】1,189.01 (m²)</td> </tr> <tr> <td>消防法施行令別表第1の区分</td> <td>改修前：別表第一 15項 改修後：別表第一 1項口</td> </tr> </table>	建物名称	鳴門市分庁舎	構造・規模	R C造 地上2階・地下0階	敷地面積	1427.17 (m ²)	延床面積	【既設】1,127.33 (m ²)、【新設】1,189.01 (m ²)	消防法施行令別表第1の区分	改修前：別表第一 15項 改修後：別表第一 1項口	⑧	施工体制台帳及び施工体系図	<p>(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備置置かなければならない。</p> <p>(2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(4)運搬業者の記載 受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。</p> <p>(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>(6)再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。</p>	◎受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資材材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。									
建物名称	鳴門市分庁舎																								
構造・規模	R C造 地上2階・地下0階																								
敷地面積	1427.17 (m ²)																								
延床面積	【既設】1,127.33 (m ²)、【新設】1,189.01 (m ²)																								
消防法施行令別表第1の区分	改修前：別表第一 15項 改修後：別表第一 1項口																								
4.	工事種目	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>工事概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幹線動力設備</td> <td>図示の空気調和機電源の配管配線工事を行う。</td> </tr> <tr> <td>電灯設備</td> <td>図示の照明器具、スイッチ等器具類の取付及び既設分電盤より各器具に至る配管配線工事を行う。</td> </tr> <tr> <td>コンセント設備</td> <td>図示のコンセント等器具類の取付及び既設分電盤より各器具に至る配管配線工事を行う。</td> </tr> <tr> <td>非常照明・誘導灯設備</td> <td>図示の非常照明、誘導等器具類の取付及び既設分電盤より各器具に至る配管配線工事を行う。</td> </tr> <tr> <td>電話・情報用配管設備</td> <td>図示の電話、情報受口までの配管工事を行う。</td> </tr> <tr> <td>テレビ共聴設備</td> <td>図示のテレビ受口までの配管配線工事を行う。</td> </tr> <tr> <td>自動火災報知設備</td> <td>消防法に基づく本工事建物の自動火災報知設備を施工を行う。</td> </tr> <tr> <td>撤去工事</td> <td>図示の器具、配管配線類の撤去工事を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	種目	工事概要	幹線動力設備	図示の空気調和機電源の配管配線工事を行う。	電灯設備	図示の照明器具、スイッチ等器具類の取付及び既設分電盤より各器具に至る配管配線工事を行う。	コンセント設備	図示のコンセント等器具類の取付及び既設分電盤より各器具に至る配管配線工事を行う。	非常照明・誘導灯設備	図示の非常照明、誘導等器具類の取付及び既設分電盤より各器具に至る配管配線工事を行う。	電話・情報用配管設備	図示の電話、情報受口までの配管工事を行う。	テレビ共聴設備	図示のテレビ受口までの配管配線工事を行う。	自動火災報知設備	消防法に基づく本工事建物の自動火災報知設備を施工を行う。	撤去工事	図示の器具、配管配線類の撤去工事を行う。					◎作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について県監督員と協議すること。
種目	工事概要																								
幹線動力設備	図示の空気調和機電源の配管配線工事を行う。																								
電灯設備	図示の照明器具、スイッチ等器具類の取付及び既設分電盤より各器具に至る配管配線工事を行う。																								
コンセント設備	図示のコンセント等器具類の取付及び既設分電盤より各器具に至る配管配線工事を行う。																								
非常照明・誘導灯設備	図示の非常照明、誘導等器具類の取付及び既設分電盤より各器具に至る配管配線工事を行う。																								
電話・情報用配管設備	図示の電話、情報受口までの配管工事を行う。																								
テレビ共聴設備	図示のテレビ受口までの配管配線工事を行う。																								
自動火災報知設備	消防法に基づく本工事建物の自動火災報知設備を施工を行う。																								
撤去工事	図示の器具、配管配線類の撤去工事を行う。																								
5.	その他							◎既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。																	
11.	工事共通仕様書		⑨	電気保安技術者等	<p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎工食用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。</p>		◎給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。																		
	項目	特記事項	⑩	施工中の安全確保	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事（仮囲い等仮設材設置を含む）着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事を着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業（ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。）又は貨物自動車から卸す作業（ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。）を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、トラック（クレーン装置付）を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置、ブームの高さを制限する装置等）付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」（自由様式）の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p>	◎輸送災害の防止 受注者は、工食用車両による土砂、工食用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事前手前に監督員に報告しなければならない。																			
①	適用基準	<p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） ○ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） ○ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ○ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）・同解説 令和5年版 ○ 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） ○ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） 令和4年版 ○ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） 令和4年版 ○ 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） ② 建築改修工事監理指針（令和4年版） ③ 電気設備工事監理指針（令和4年版） ④ 機械設備工事監理指針（令和4年版） 			①	交通安全管理																			
②	優先順位	<p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 質問回答書（②から⑤に対するもの） ② 補足説明書 ③ 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） ④ 図面 ⑤ 公共建築工事標準仕様書等 				②	発生材の処理等																		
③	工事実績データの登録	<p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p>					◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPC8の有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。 (6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。作業リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。																		
④	工程表	受注者は、契約書に基づく工程表を提出すること。						◎アスベスト (1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。 (2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと。 ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。 ・調査結果は3年間保存すること。 ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。 ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1Iによること。 (3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。 ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。 ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。 ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。 ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。																	
⑤	工事の着手	受注者は、設計図面に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日は、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。																							
⑥	施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>																							

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事		図面名称	共通仕様書(1)		縮尺	—
		(株) 泉設計室			1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治				
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345		事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号		共-01

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項									
一 章 一 般 共 通 事 項		<p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所（工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。 (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む。）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。 (2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係るの促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。 (5)受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。 (6)受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7)受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p> <p>◎受領書の交付 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。</p> <p>◎再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手續き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。 また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>◎建設発生土の運搬を行う者に対する通知 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。</p> <p>◎建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。</p> <p>◎製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p>															
	⑬ 材料・製品等		⑭ 化学物質を発生する建築材料等		<p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。））で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（1）から（5）を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (4)塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。</p> <p>◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。</p> <p>◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又はまちづくり課へ問い合わせ、工事に滞漏のないようにすること。</p> <p>◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8建設省経機発第249号最終改正平成14.4.1国総施第225号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎低騒音・低振動型建設機械 本工事に使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎特定自主検査 本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。 また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、「遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。」</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を試行しなければならない。」</p>	⑮ 施工	⑯ 完成図等	<p>⑱ 工事看板等</p> <p>⑲ 設計変更箇所確認</p> <p>⑳ 工事検査及び技術検査</p> <p>㉑ 完成図等</p> <p>㉒ デジタル工事写真の 小黑板情報電子化</p> <p>㉓ 火災保険</p> <p>㉔ 公共事業労務費調査</p>	<p>◎工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。 また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。</p> <p>◎設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎鳴門市工事検査規定及び鳴門市工事検査基準に基づき検査を受けること。</p> <p>◎電子納品（対象） ◎受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。 ◎提出書類 ・竣工図（製本A2版2部、A3版1部 電子データ1部） ・工事写真（写真帳2部（着手前・完成写真） 電子データ1部） ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部） ・保全に関する資料 ・その他監督員が指示する図書（必要部数） ◎しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 手 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>施 工 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>完 成 写 真</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。</p> <p>◎既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。</p> <p>◎本工事に伴う諸官公署への各種申請は、請負業者が行うものとし、費用（完了検査手数料等）については、請負者の負担とする。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができ。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p> <p>◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条） (1)対象物 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。 (2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等） (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。 (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。 (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。 ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>◎当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p>	区 分	サ イ ズ	着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サ イ ズ																
着 手 前	カラー、手札版又はサービスサイズ																
施 工 中	カラー、手札版又はサービスサイズ																
完 成 写 真	カラー、手札版又はサービスサイズ																
		IZUMI SEKKEISHITU	⑮ 化学物質を発生する建築材料等	⑮ 工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事	⑯ 完成図等	図面名称	共通仕様書(2)	縮尺	—							
					(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田宇浜端西6-1番地		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		図面番号	共-02							

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項
一章 一般 共通 事項	㊟ 暴力団からの不当要求 又は工事妨害の排除	<p>(1) 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（(2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p> <p>(5) 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。</p> <p>(6) 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。</p>						

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事	図面名称	共通仕様書(3)	縮尺	—
		(株) 泉設計室	〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治	事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	共-03
			TEL・FAX 088-685-9345				

③ 交通誘導警備員の配置

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 日間配置すること。

・警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ ・ 義務付けられている ・ 義務付けられていない ）。

- 警備員は、延べ（ ）人（昼（ ）人、夜（ ）人；うち検定合格警備員（ ）人）を見込んでいる。
- 警備業法を遵守するとともに、受注者は、交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

④ 足場その他

足場及び作業構台の類を（ ・ 本工事で設置する ☑ 関連工事が設置するものを無償で使用できる ）。

・外部足場（種類： ，仕様： 枚布、D= cm、シート仕様： ）

※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（建築標仕<2>2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと。ただし、監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

・内部足場（種類： ，仕様： 枚布、D= cm)

9. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法mm)
・ 共同接地（A・C・D種）	EA・C・D	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ 共同接地（A・B・C・D種）	EA・B・C・D	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ A種	EA	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ B種	EB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×2連－2組
・ C種	EC	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ D種	ED	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ ELCB用	EELCB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 雷保護用	ELA	Ω以下	・ EP－0.6×2 ・ EB（D=14又はW=40）× 連－ 組
・ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ 交換機陽極用	Et	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－1組
・ 本配線盤保安装置用	EAt	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連－2組
・ 拡声増幅器用	EDt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 各種通信機器用	EDa	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 保安器用	ELt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 測定用補助	EO	－	EB（D=14又はW=30）×1

（備考） EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。

接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

10. その他共通事項

① 配管工事

・最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）

- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（横仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、（ ・ ステンレス製 ☑ 銅板製 ）とし、（ ・ メラミン焼付塗装 ☑ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装 ）とする。
- 屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。

② 配線工事

・高圧ケーブルの種類（EM-高圧架構ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架構ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。

③ 塗装工事

・次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。（ ・ 一般居室、廊下等 ・ ）

・屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。

④ 配線器具

・図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、（ ・ 新金属製 ☑ 樹脂製 ）とする。

⑤ 支持金物等

・屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製又は鋼材にJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。

⑥ 用途別表示

- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。（横仕<2>2.2.10、<2>2.12.5）
- なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はETCHングプレート等の耐候性を有するものとする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はETCHングプレート等の耐候性を有するものとする。

⑦ その他

- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。
- 樹池田ケーブルネットワークへの諸手続費（引込工事費用、負担金共）は本工事に含む。

3章 電灯設備

1. LED照明器具

LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

2. 非常用照明器具の照度測定

設置した各室の2箇所以上で行うものとし、詳細は監督員との協議による。

3. 照明制御の照度測定

明るさセンサにより照明制御を行う室は、照度を測定し、測定表を監督員に提出する。なお、明るさセンサの設定は、監督員の指示による。

・照度測定時期 100%点灯時（ ・ 夜間 ・ 昼間 ） 調光制御点灯時（ ・ 夜間 ・ 昼間 ）

4. 照明制御設定器

附属数（ ・ 1個 ・ 個 ）

5. 事前確認・施工後確認

・改修前の（ ・ 照明回路 ・ ）について、使用電力量の測定を行う。

・改修後の（ ・ 照明回路 ・ ）について、使用電力量の測定を行う。

4章 動力設備

1. インバータ装置の規約効率

三相可変速運転用インバータ装置の規約効率は、下表の数値以上とする。

電動機出力 (kW)	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45	55	75
規約効率 (%)	200V	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.5	95.0	95.0	95.5				95.5		
	400V	87.0	90.5	93.5	94.0	94.5	95.0	95.0	95.0	96.0				96.5		

（備考） ・規約効率は、JEM-TR 245「汎用インバータの規約効率の算出方法」により算出した値とする。

- 電動機出力0.4kWの規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V・400V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
- 電動機出力0.75kW以上の規約効率は、JIS C 4213「低圧三相かご形誘導電動機－低圧トッランナーモータ」の定格電圧200V・400V、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

5章 雷保護設備

1. 大地抵抗率の測定

＝工事着手前に大地抵抗率を測定し、測定表及び接地極省略判定記録書を監督員に提出すること。

8章 発電設備(太陽光)

1. 太陽電池アレイ

＝公称出力()=kW以上

＝架台は「JIS-C-8955「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出法」による荷重計算書を作成し、監督員へ提出する。

2. 太陽電池の種類

＝ ・ 結晶系 ・ 薄膜 ・

3. パワコンディショナの容量

＝()=kW以上

4. 系統連系方式

＝ ・ 高圧連系 ・ 低圧連系 ・ みなし低圧連系

9章 構内交換設備

1. 保安器用接地

＝ ・ 本工事 ・ 別途工事

2. 電話機への配線

＝卓上電話機1台につき、下記のものを見込む。

＝ ・ ボタン電話機 EM=BT1EE-0-4mm=2P-()=15m ()=m)

＝ ・ 内線電話機 EM=TF1EF-0-65mm=2C-()=15m ()=m)

＝ ・ 多機能電話機 EM=BT1EE-0-4mm=2P-()=15m ()=m)

＝ ・ 2号ワイヤプロテクタ()=m)

10章 構内配電(通信)線路

1. 施工方法

- ① 図面に記載なき地中管路の埋設深さは、二車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とする。
- ② 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立上り部で耐候性のある管材に接続すること。
- ③ 配管引込部の地盤変位対応種別(標準図=電力3f1-3f2)＝ 沈下量()=0-2m以下 ()=0-6m以下 ()=1-0m以下)

2. マンホール・ハンドホール

- ① 蓋の記号表示は鋳型流込みによるものとし、()=電力 ()=電気 ()=通信 ()=)を表示する。
- ② ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。

3. 高圧負荷開閉器

＝ ・ 閉鎖形(耐重塩じん用) ・ 地絡継電器付()=方向性 ()=無方向性)

＝※別置制御装置までの制御ケーブルを付属すること。

4. 高圧ケーブルの屋外端末処理

＝ ・ 一般形 ・ 耐塩形

5. 埋設標識シント

＝高圧及び特別高圧の地中線路の他、以下の地中線路に設ける。

＝ ・ 低圧幹線(外部からの引込み経路を含む) ・ 外灯配線

＝ ・ 外部からの通信引込み経路 ・ 建物間の通信配線 ・ 外部通信機器の通信配線

	IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事	図面名称	電気設備工事特記仕様書(2)	縮尺	－
		(株)泉設計室					
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治	図面番号	電特-02
					事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号		

11章 その他

1. 機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント(一般)	床上～中心	300	
”(和室)	床上～中心	150	
”(台上)	台上～中心	150	
”(土間)	床上～中心	800～1,300	
”(車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット(一般)	床上～中心	2,100～2,300	
”(踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
”(鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット(一般)	床上～中心	300	
”(和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形親時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アッテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン(一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン(一般)	床上～中心	1,300	
”(外部受付)	床上～中心	標準図による	
”(モニタ付)	床上～中心	1,400	
”(カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス(一般)	床上～中心	300	
”(和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン(多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高を示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット(一般)	床上～中心	300	
”(和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器(都市ガス)	天井下～下端	300	
”(LPガス)	床上～下端	300	

2. 配線図記号

- EM-EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
 (G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
 (16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
 (19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

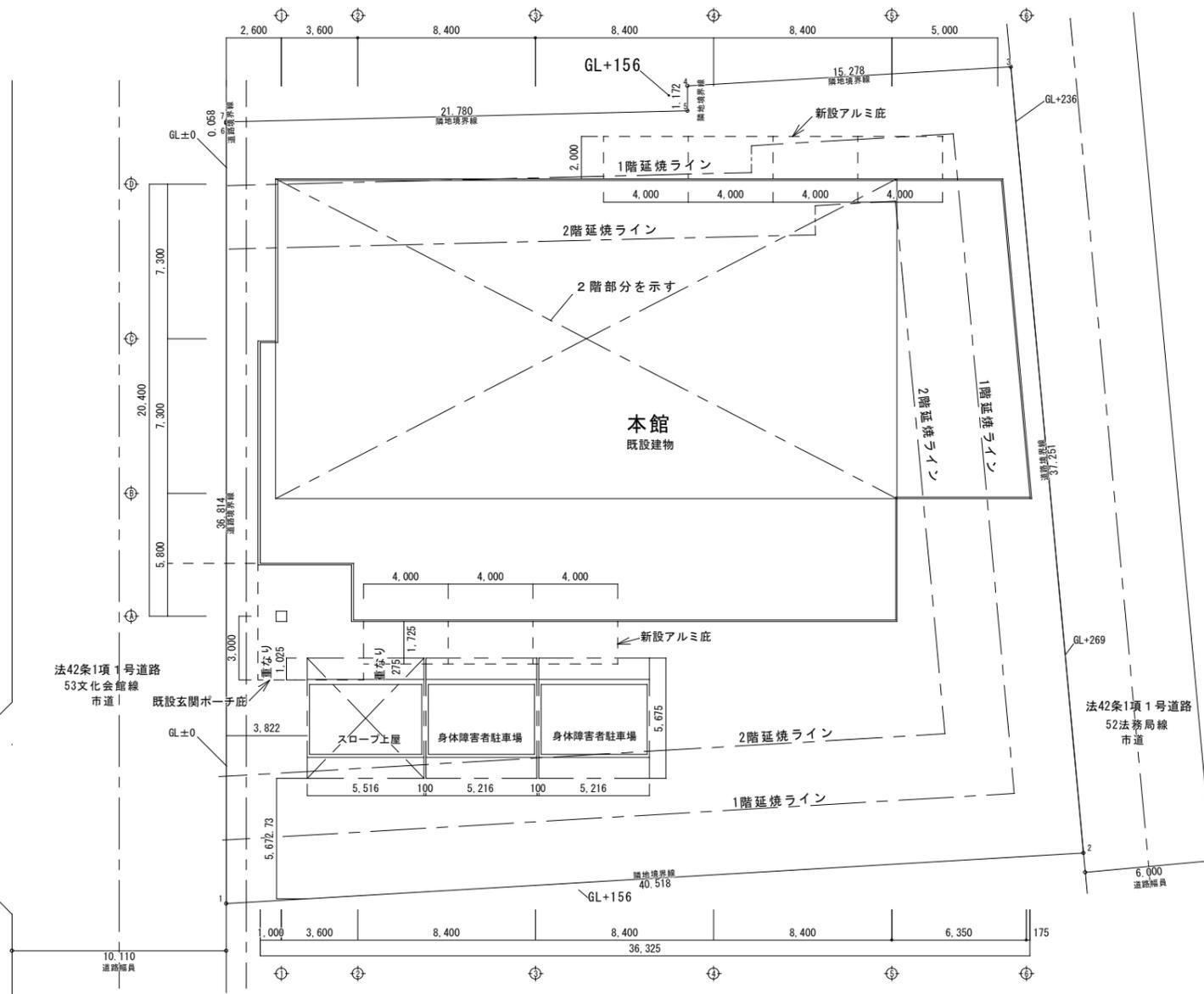
凡 例		名 称 規 格 等	
シンボル	適用		
		引込ポール	別図結線図参照
		高圧気中開閉器	PAS7. 2KV 200A、VT、LA内蔵、DGR付、密閉型
		キュービクル	別図結線図参照
		引込開閉器盤	別図結線図参照
	○	電 灯 盤	別図結線図参照
	○	動 力 盤	別図結線図参照
	○	照明器具	直付灯はシームレスライン
	○	”	直付又はシーリングライト
	○	”	LEDダウンライト
	○	”	LEDブラケット
	○	”	コードペンダント
	○	”	ユニバーサルダウンライト
	○	”	LEDスポットライト
	○	スイッチ(ネーム付)	1P15A、1P15A×2 (新金属プレート、ボックス共)
	●L	”	パイロットスイッチ
	●3	”	3W15A
	●4	”	4W15A
	●DH	”	消し遅れスイッチ(0～約5分可変形)
	●WP	防水スイッチ	1P15A (プレート、露出ボックス共)
	●3WP	”	3W15A
	●A	自動点滅スイッチ	消灯時間設定付明暗センサ EE4518 (パナソニック機 同等品)
		調光スイッチ	(新金属プレート、ボックス共)
		専用コントロールスイッチ	※空調工事より支給
		換気専用コントロールスイッチ	※空調工事より支給
		リモコンセレクトスイッチ	パターン・グループ設定スイッチ(光アドレス設定式) 設定器一台見込むこと。
		リモコンリレー	盤内組込み
	○	熱線センサー付自動スイッチ(30分可変形) 親器	WTK24818 (パナソニック機 同等品)
		同上用子器(広角検知形)	WTK29129 ”
		同上用子器	WTK2910K ”
	○	同上用子器<換気扇連動用>(30分可変形)	WTK29318 ”
	○	熱線センサー付自動スイッチ(蛍白両用・換気扇連動用)	WTK2604 ”
	●S2	熱線センサー付自動スイッチ操作ユニット、2回路用	WTA5822WK ”
	●S	熱線センサー付自動スイッチ操作ユニット、1回路用	WTA5820WK ”
	○	コンセント	2P15A×1 (新金属プレート、ボックス共)
	○	”	2P15A×2 ”
	○	”	2P15A 接地極付 ”
	○	”	2P15A×2 接地極付 ”
	○	”	2P15A 接地端子付 ”
	○	”	2P15A×2 接地端子付 ”
	○	”	2P15A/20A兼用型 接地極接地端子付 ”
	○	フラット型フロアコン	2P15A×2 接地極付 (パナソニック機 同等品)
	○	防水コンセント	2P15A×2 防水型接地端子付
	○	専用コンセント	2P20A(250V) 接地端子付 (プレート、ボックス共)
	○	専用コンセント	2P30A(250V) 接地端子付 ”
	○	リレーコンセント	2P15A×2 接地極付
	○	専用コンセント	3P15A(三相、250V) 接地極付
	○	専用コンセント	3P30A(三相、250V) 接地極付
	○	ケースブレーカー、樹脂製	別図結線図参照
		弱電端子盤	別図結線図参照
	○	電話アウトレット	モジュラジャック (プレート、ボックス共)
	○	電話モジュラジャック	フラット型フロアコン 6極4心 ”
	○	情報アウトレット	モジュラジャック ”
	○	情報モジュラジャック	フラット型フロアコン CAT5e ”
	○	テレビ直列ユニット	BS-7F-7 ”
	○	テレビ端子	CS-7FW ”
※上記の○印を本工事に適用する。			
※特 記			
・電灯回路 明記外EM-EEF1. 6mmコロガシ配線とし、コンクリート・ブロック部はPF管に収容とする。 但し、第一BOXまでは上記をEM-EEF2. 0mmと読み替えて使用のこと。			
・コンセント回路 明記外EM-EEF2. 0mmコロガシ配線とし、コンクリート・ブロック部はPF管に収容とする。			
・図中明記無きも蛍光灯のFL32W×1灯相当以上及び防水型器具には、アース線EM-IE1. 6mm以上を施工のこと。			

IZUMI SEKKEISHITU		工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事	図面名称	電気設備工事特記仕様書(3)	縮尺	—
		(株) 泉設計室		1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治		図面番号	電特-03
		〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地	TEL・FAX 088-685-9345	事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号			



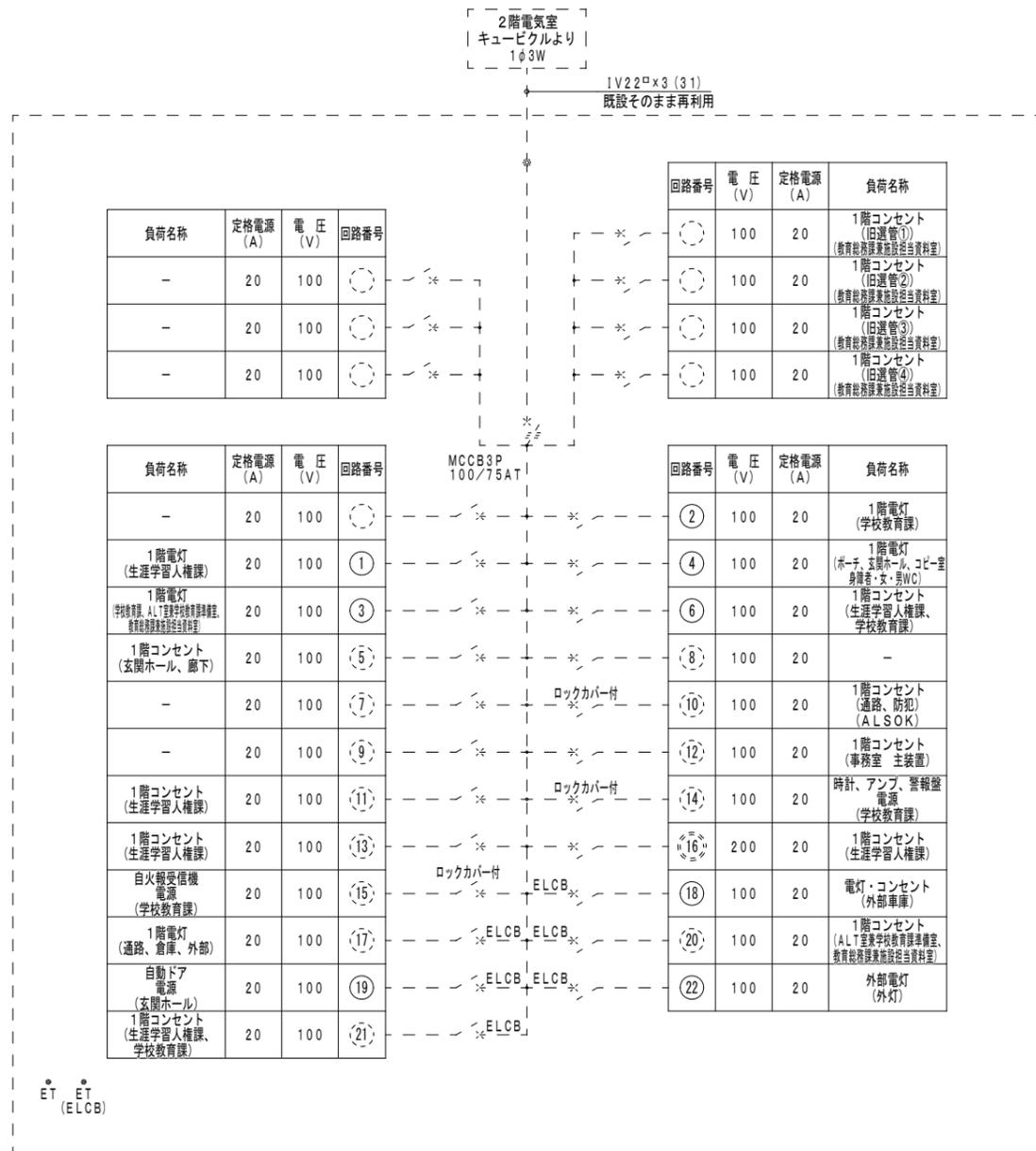
案内図

「地理院地図データ」(国土院)をもとに(株)泉設計室が作成



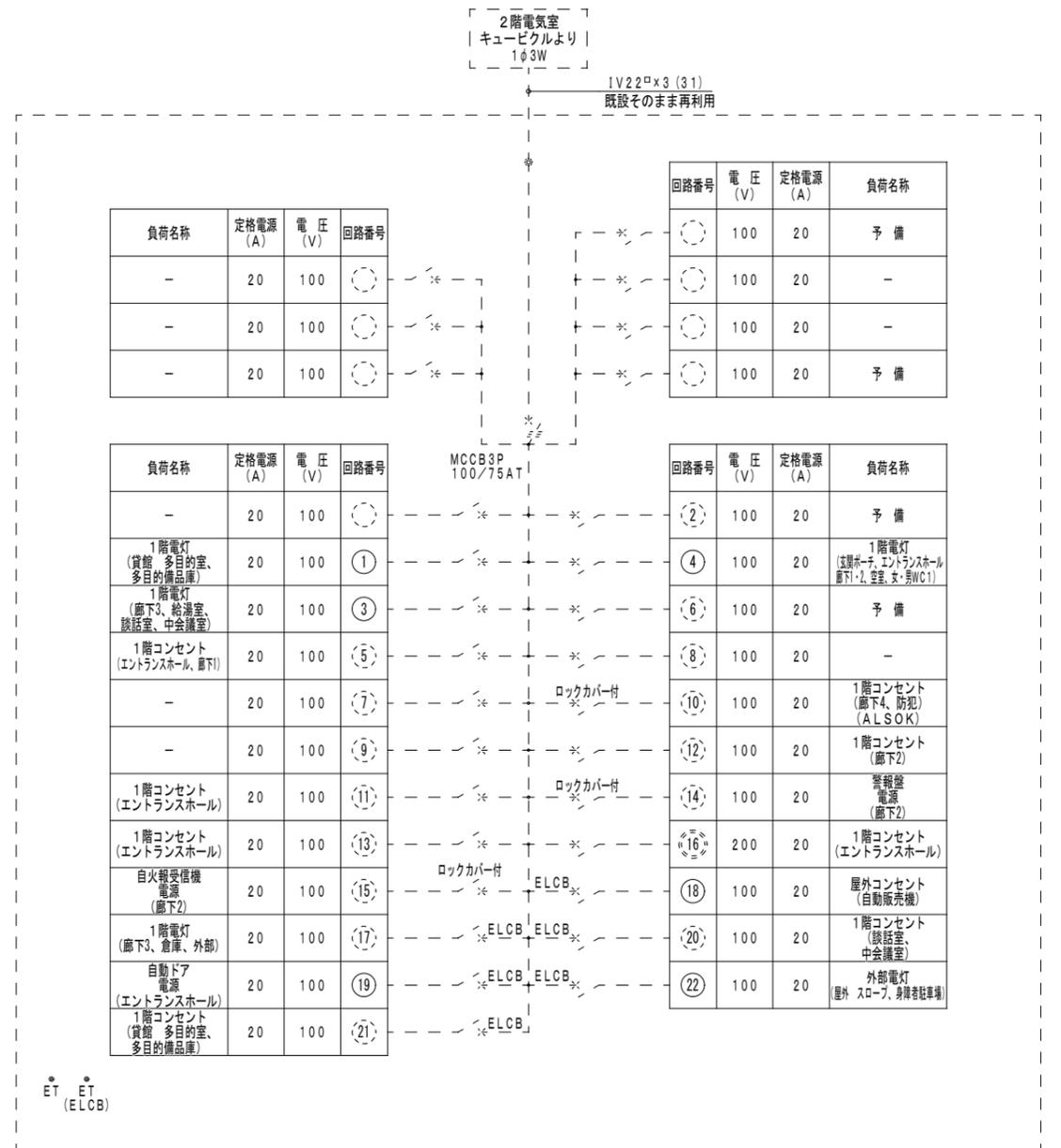
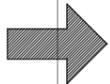
改修後配置図 1/200

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事	図面名称	案内図、改修後配置図	縮尺	1/200
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	E-01	



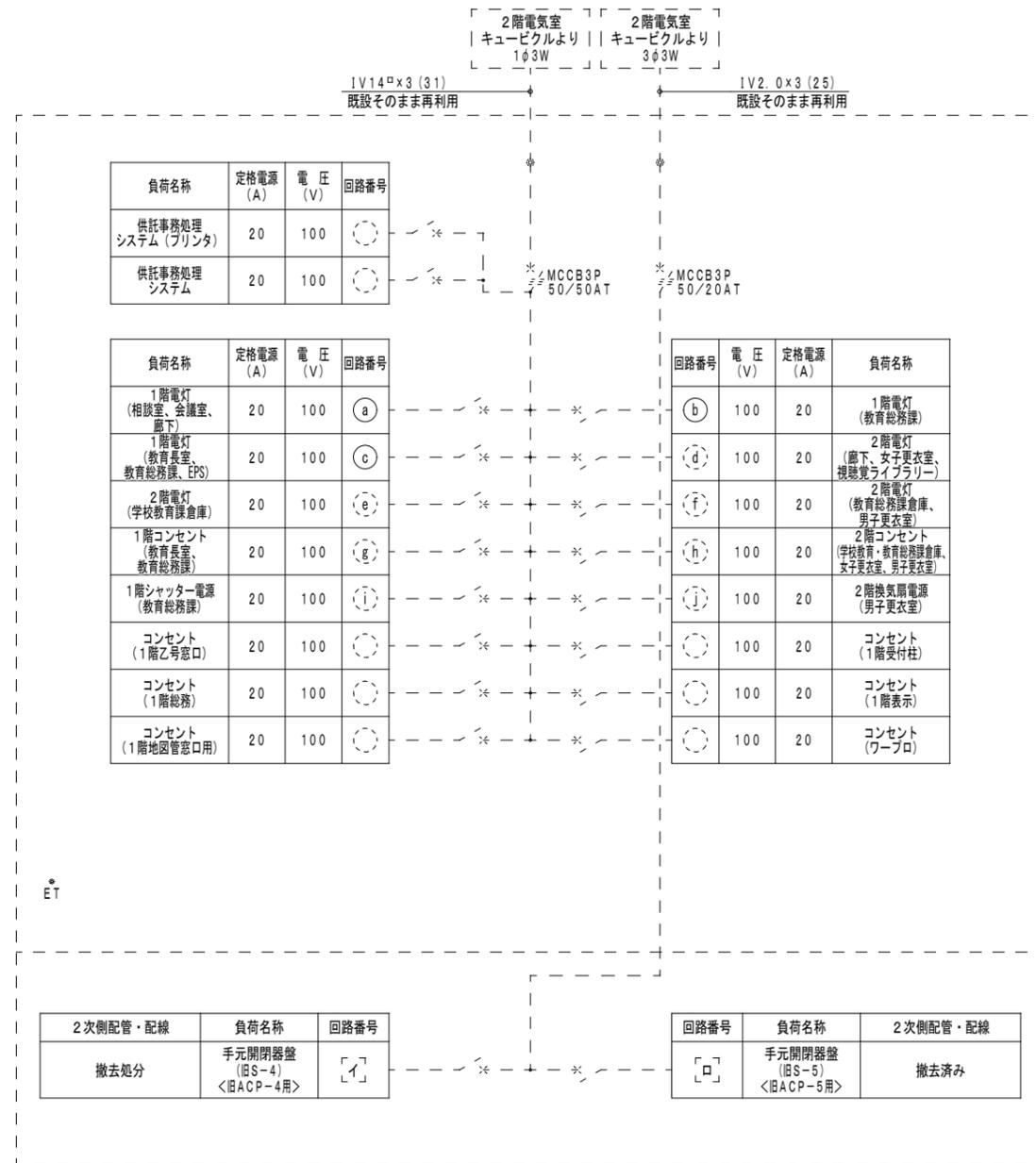
既設電灯盤 (L1-1) 参考結線図 (改修前)
※屋内埋込型、銅板製、指定色塗装仕上げ

◎特記
・図示 --- 部分は既設そのまま再利用とする。



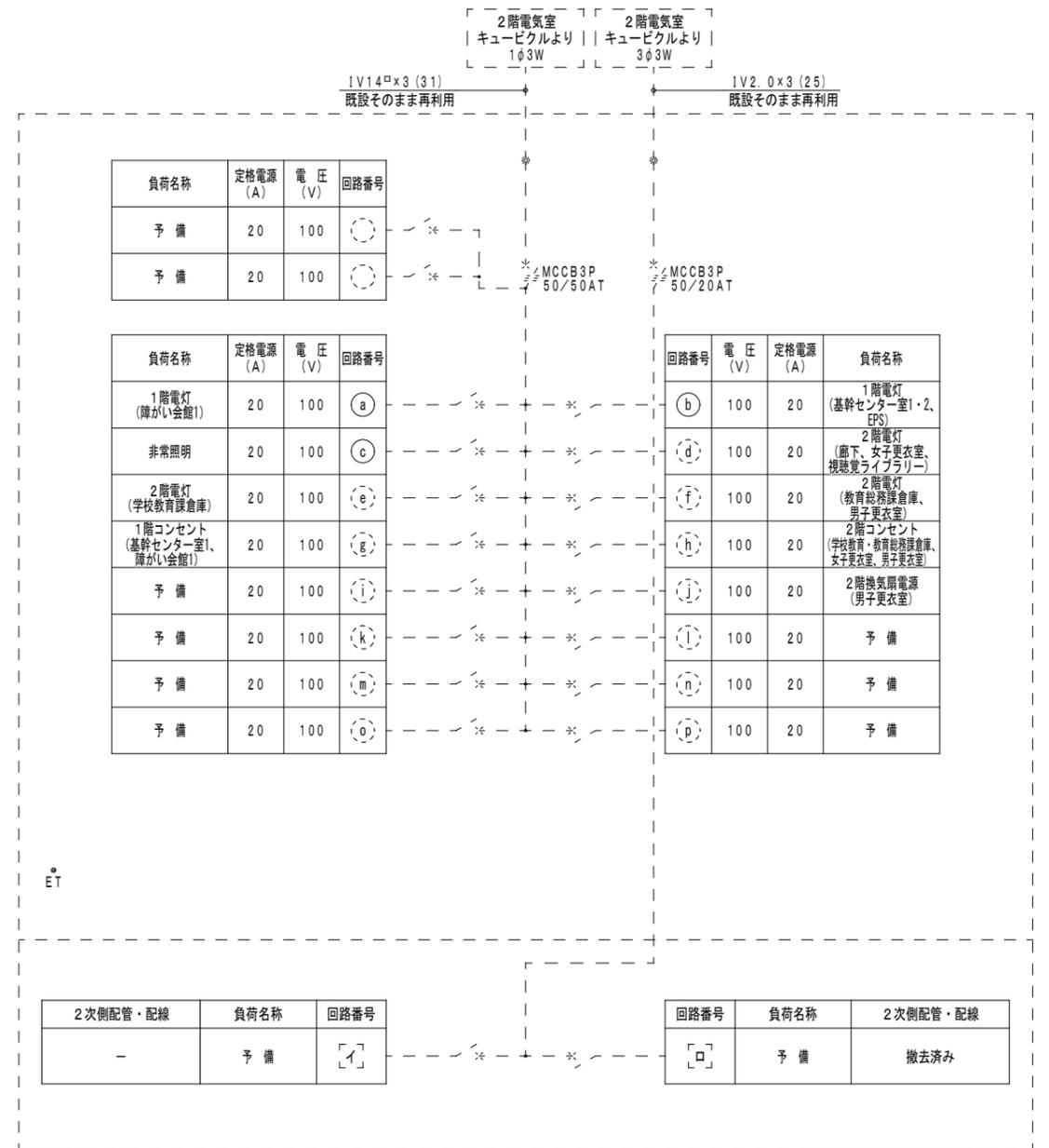
既設電灯盤 (L1-1) 参考結線図 (改修後)
※屋内埋込型、銅板製、指定色塗装仕上げ

◎特記
・図示 --- 部分は既設そのまま再利用とする。
・既設電灯盤内の回路銘板変更及び配線接続替えを行う。



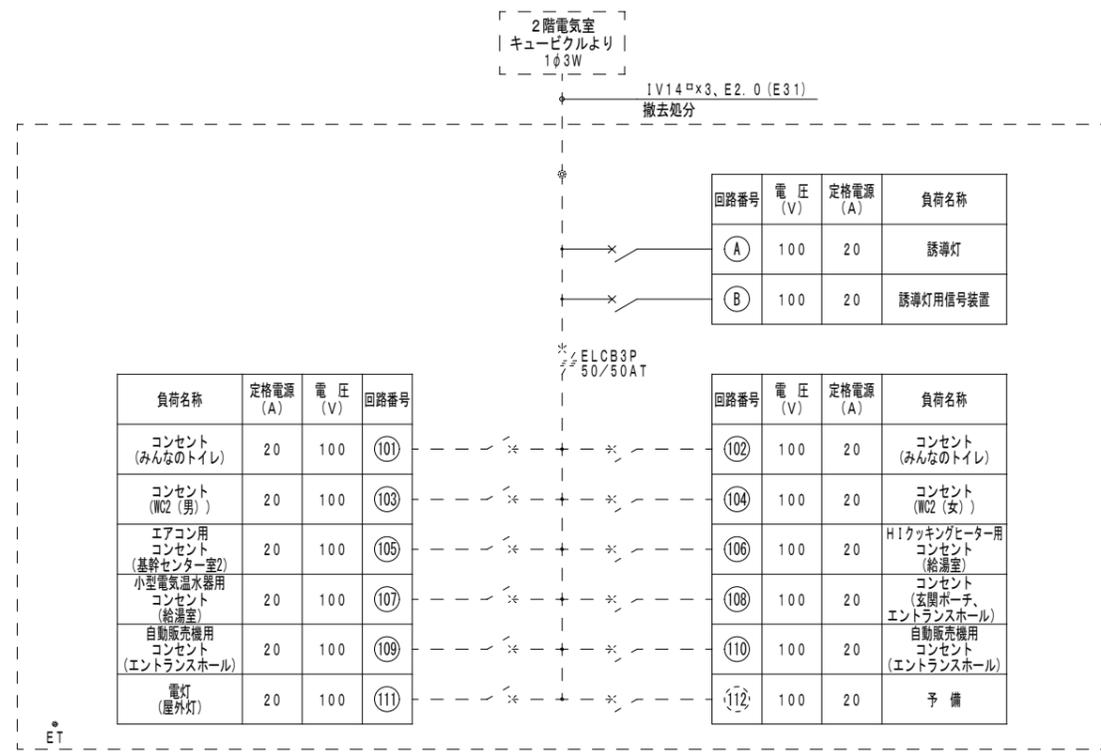
既設電灯盤 (L1-2) 参考結線図 (改修前)
 ※屋内壁埋込型、銅板製、指定色塗装仕上げ
 上部・下部ダクト共

◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。



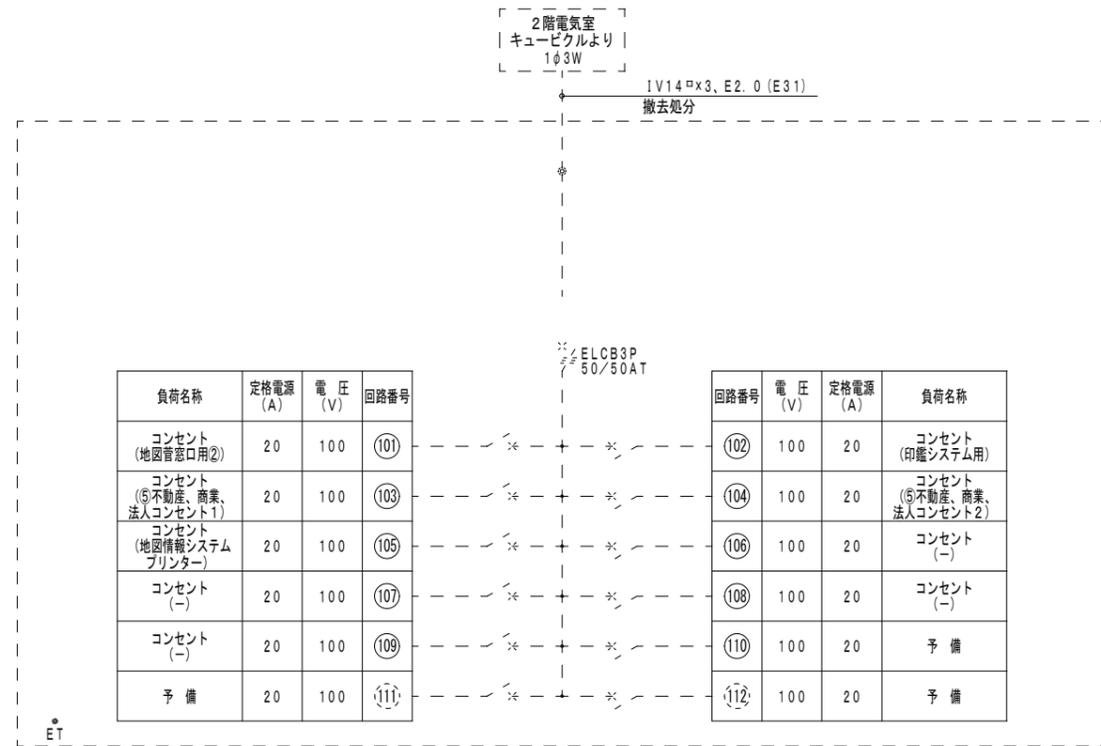
既設電灯盤 (L1-2) 参考結線図 (改修後)
 ※屋内壁埋込型、銅板製、指定色塗装仕上げ
 上部・下部ダクト共

◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・既設電灯盤内の回路銘板変更及び配線接続替えを行う。



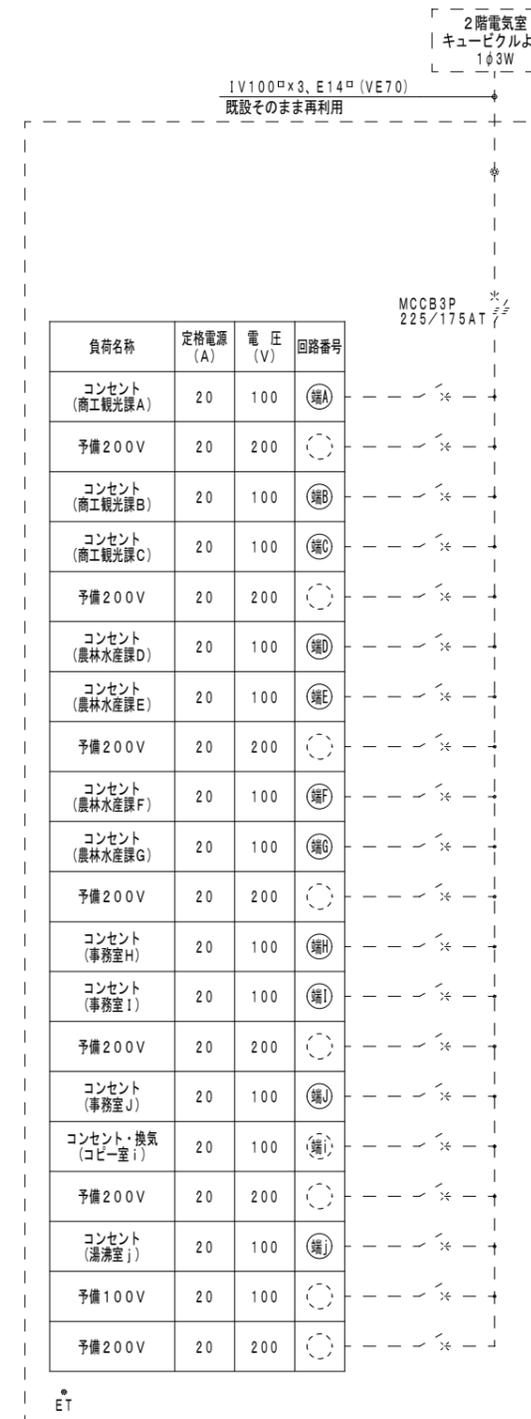
既設電灯盤参考結線図 (参考)
 ※屋内壁掛型、銅板製、指定色塗装仕上げ (BNQ5125K 松下電工機) 下部ダクト共

◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・空きスペースに閉閉器×2個増設
 ・既設電灯盤内の回路銘板変更及び配線接続替えを行う。



既設電灯盤参考結線図 (参考)
 ※屋内壁掛型、銅板製、指定色塗装仕上げ (BNQ5125K 松下電工機) 下部ダクト共

◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。



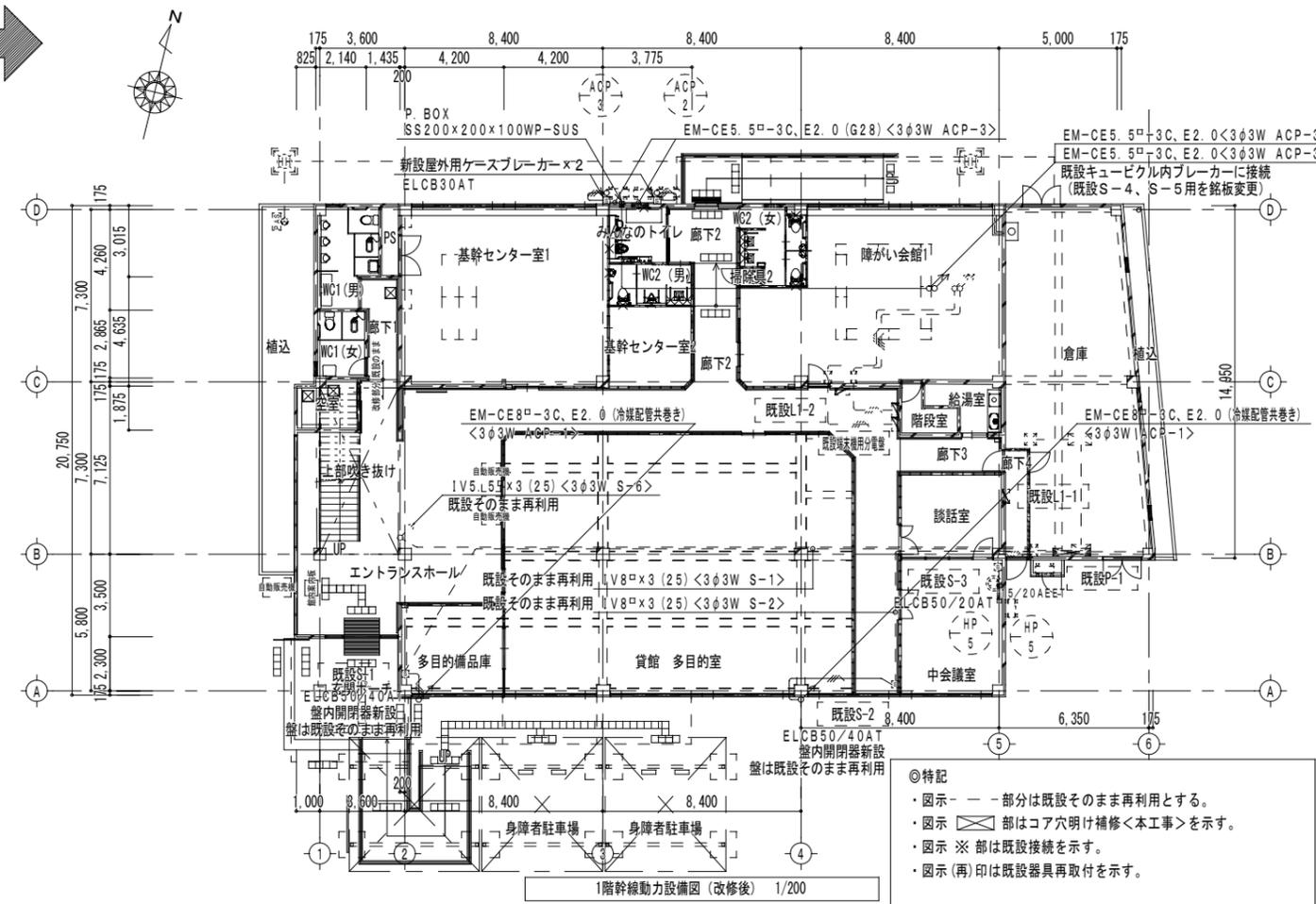
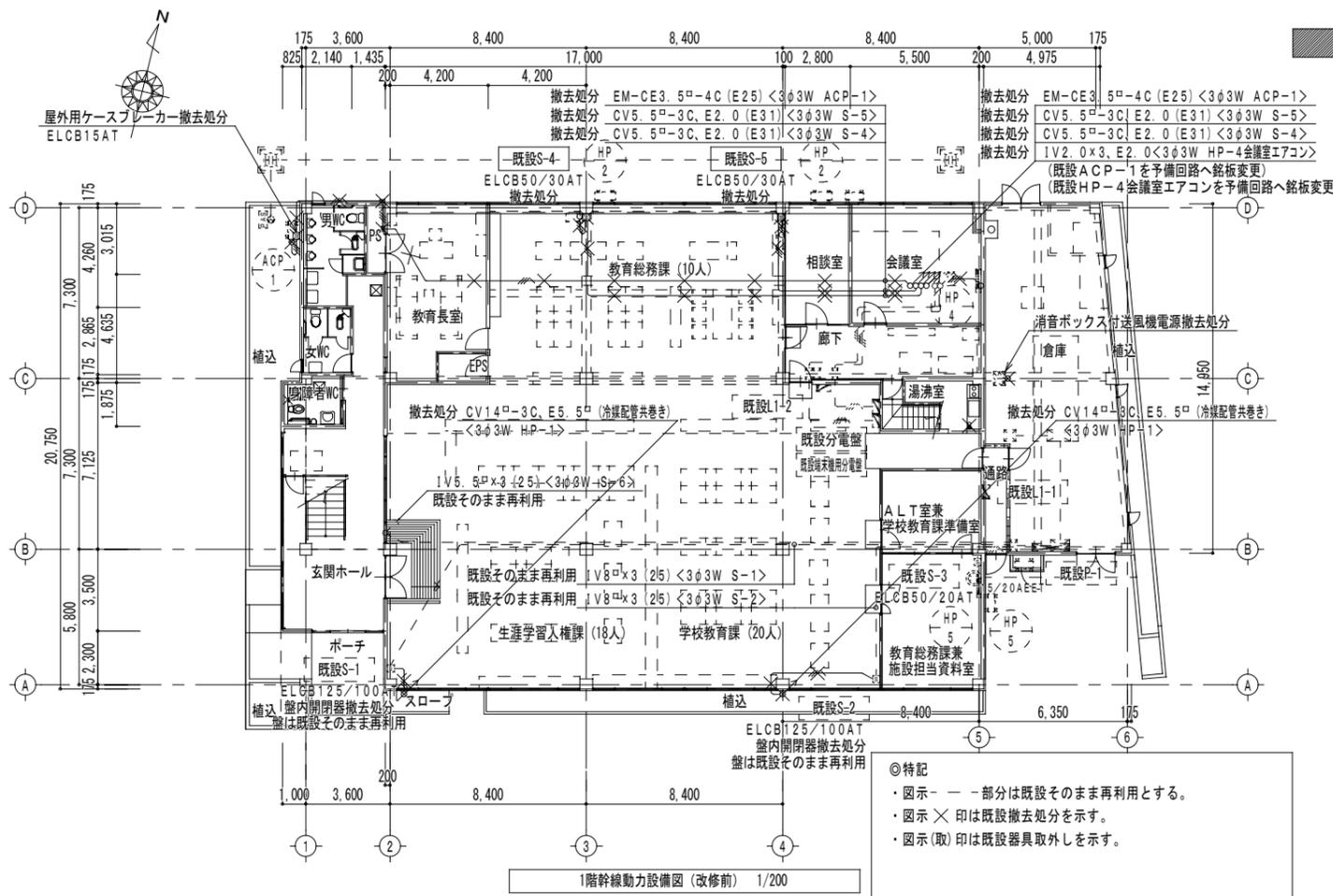
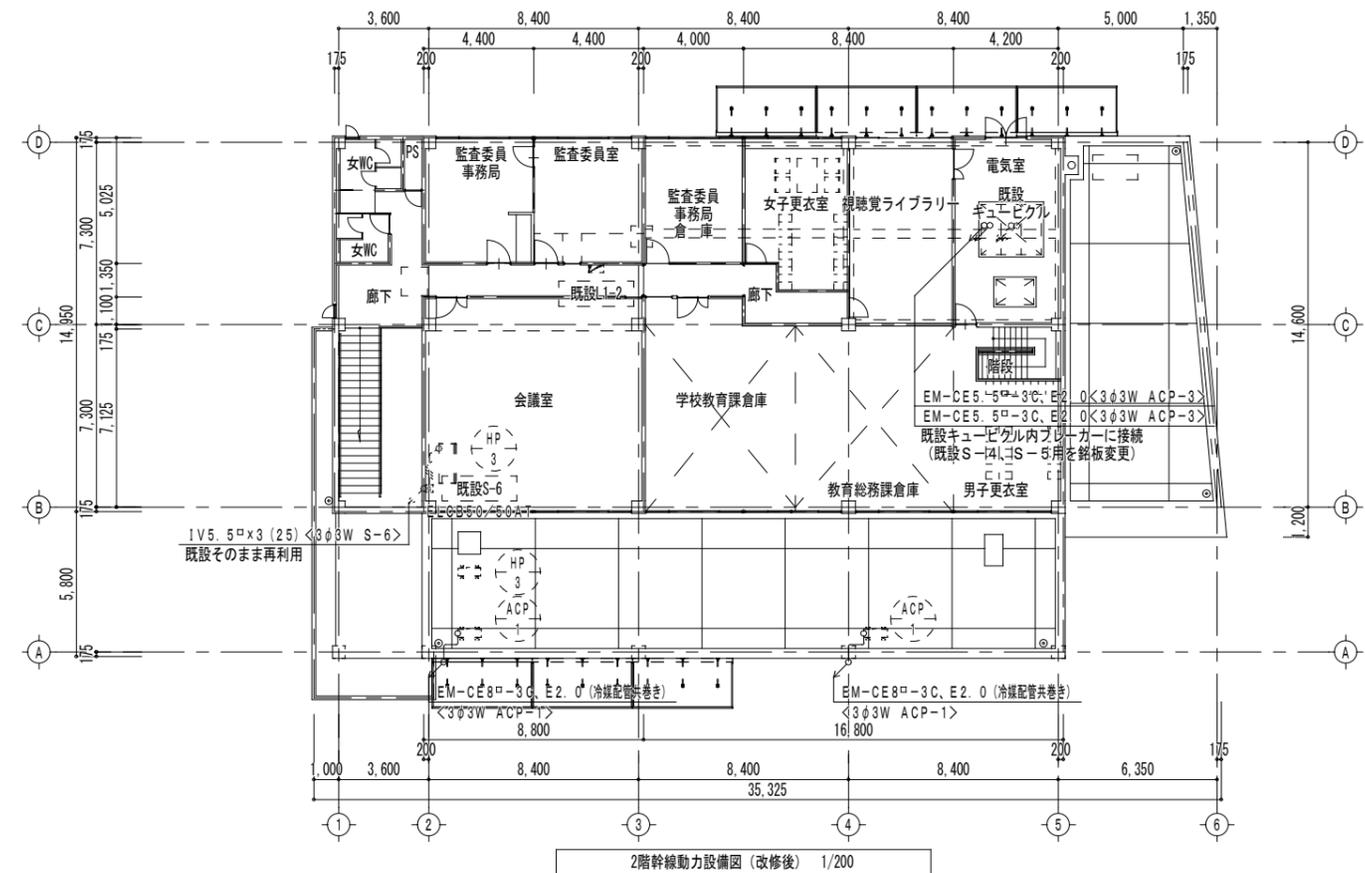
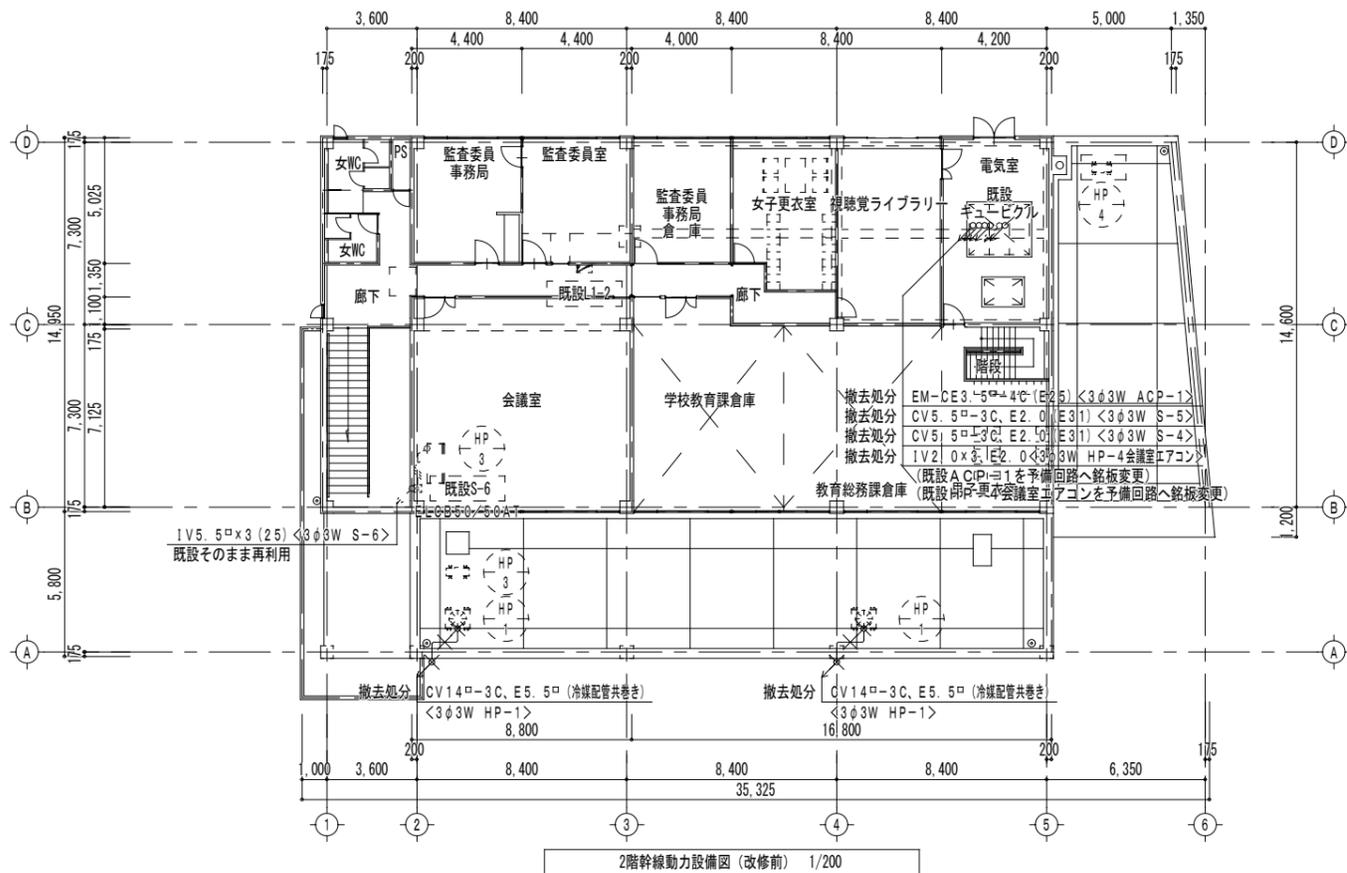
既設電灯盤 (端末機用分電盤) 参考結線図 (改修前)
 ※屋内自立型、銅板製、指定色塗装仕上げ 上部ダクト共

◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。



既設電灯盤 (端末機用分電盤) 参考結線図 (改修後)
 ※屋内自立型、銅板製、指定色塗装仕上げ 上部ダクト共

◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・既設電灯盤内の回路銘板変更及び配線接続替えを行う。



IZUMI SEKKEISHITU

工事名称 鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事

図面名称 1・2階幹線動力設備図 (改修前・後)

縮尺

1/200

(株) 泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町斉田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

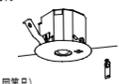
1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号

図面番号

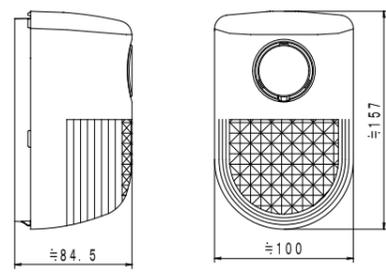
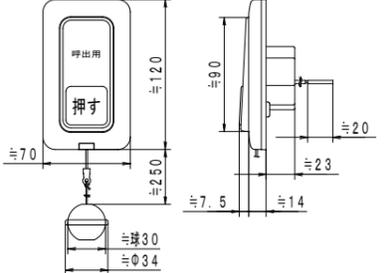
E-05

照明器具参考姿図

<p>A 埋込型 (下面開放型)</p> <p>W220タイプ</p>  <p>LRS3-4-65<公共施設型番> (XLX460UENT LE9<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: 240×1, 254×54H</p> <p>光 束: 6, 500lm以上 (Hf蛍光灯32W高出力型2灯器具相当)</p> <p>消費電力: 46.0W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>本体: 亜鉛鋼板、ライトバー (カバー): ポリカーボネート</p>	<p>B 埋込型 (下面開放型)</p> <p>W220タイプ</p>  <p>LRS3-4-48<公共施設型番> (XLX450UENT LE9<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: 240×1, 254×54H</p> <p>光 束: 4, 800lm以上 (Hf蛍光灯32W高出力型2灯器具相当)</p> <p>消費電力: 35.0W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>本体: 亜鉛鋼板、ライトバー (カバー): ポリカーボネート</p>	<p>C 直付型</p> <p>直付型</p>  <p>LSS1-4-65<公共施設型番> (XLX460ENP LE9<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: 80×1, 225×50H</p> <p>光 束: 6, 500lm以上 (Hf蛍光灯32W高出力型2灯器具相当)</p> <p>消費電力: 46.0W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>本体: 鋼板、ライトバー (カバー): ポリカーボネート</p>	<p>D 直付型</p> <p>直付型</p>  <p>LSS1-4-30<公共施設型番> (XLX430ENP LE9<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: 80×1, 225×50H</p> <p>光 束: 3, 000lm以上 (Hf蛍光灯32W高出力型1灯器具相当)</p> <p>消費電力: 22.0W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>本体: 鋼板、ライトバー (カバー): ポリカーボネート</p>	<p>E 直付型 (富士型)</p> <p>直付型 (富士型)</p>  <p>LSS9-2-30<公共施設型番> (XLX230AENC LE9<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: 150×632×50H</p> <p>光 束: 3, 000lm以上 (Hf蛍光灯16W高出力型2灯器具相当)</p> <p>消費電力: 24.0W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>本体: 鋼板、ライトバー (カバー): ポリカーボネート</p>	<p>F ミラーライト</p> <p>ミラーライト</p>  <p>NNN13510 LE1<パナソニック機> 同等品</p> <p>参考寸法: 110×620×87H</p> <p>光 束: 1, 250lm以上 (蛍光灯FL20W1灯器具相当)</p> <p>消費電力: 11.7W 電 圧: 100~242V</p> <p>カバー: プラスチック、サイドカバー: プラスチック</p>
<p>G ダウンライト 200形</p> <p>電源ユニット内蔵 拡散タイプ</p>  <p>LRS1-17<公共施設型番> (XND2069WN LE9<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: φ150×65H</p> <p>光 束: 1, 700lm以上 (コンパクト形蛍光灯FHT42形1灯器具相当)</p> <p>消費電力: 17.0W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>反射板 (上部): プラスチック、反射板 (下部): 鋼板、枠: 鋼板</p>	<p>H ダウンライト 150形</p> <p>電源ユニット内蔵 拡散タイプ</p>  <p>LRS1-13<公共施設型番> (XND1569WN LE9<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: φ150×65H</p> <p>光 束: 1, 300lm以上 (コンパクト形蛍光灯FHT32形1灯器具相当)</p> <p>消費電力: 14.0W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>反射板 (上部): プラスチック、反射板 (下部): 鋼板、枠: 鋼板</p>	<p>I ダウンライト 100形</p> <p>電源ユニット内蔵 拡散タイプ</p>  <p>LRS1-08<公共施設型番> (XND1069WN LE9<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: φ150×65H</p> <p>光 束: 800lm以上 (コンパクト形蛍光灯FDL27形1灯器具相当)</p> <p>消費電力: 9.0W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>反射板 (上部): プラスチック、反射板 (下部): 鋼板、枠: 鋼板</p>	<p>J 軒下用ダウンライト 200形 (防雨型)</p> <p>電源ユニット内蔵 拡散タイプ</p>  <p>LRS1RP-17<公共施設型番> (XNW2063WN LE9<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: φ150×91H</p> <p>光 束: 1, 700lm以上 (コンパクト形蛍光灯FHT42形1灯器具相当)</p> <p>消費電力: 17.0W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>本体: アルミ、枠: 鋼板、反射板 (上部): プラスチック、パネル: アクリル</p>	<p>K シーリングライト (防湿・防雨型)</p> <p>電源ユニット内蔵 拡散タイプ</p>  <p>(LGW51704W CF1<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: φ330×105</p> <p>光 束: 950lm以上 (蛍光灯FCL30W1灯器具相当)</p> <p>消費電力: 10.7W 電 圧: 100V</p> <p>本体: プラスチック、カバー: アクリル</p>	<p>L スポットライト</p> <p>電源ユニット内蔵 広角タイプ、天井直付仕様</p>  <p>(NNQH32031 加工<パナソニック機> 同等品)</p> <p>参考寸法: φ71×212×124</p> <p>光 束: 750lm以上 (J12V50形 (35W) 器具相当)</p> <p>消費電力: 9.4W 電 圧: 100V</p> <p>本体: アルミダイカスト</p>

<p>a 非常用照明器具 (埋込型)</p> <p>電池内蔵型、リモコン自己点検機能付</p>  <p>非常灯評定番号: LALE-004 K1-LRS11-2<公共施設型番> (NNFB91605C<パナソニック機> 同等品)</p> <table border="1"> <tr><th>器具取付高さ</th><td>2.4m</td><td>2.5m</td><td>2.6m</td><td>2.7m</td><td>2.8m</td><td>3.0m</td><td>3.5m</td></tr> <tr><th>単体配置 A1</th><td>4.6</td><td>4.7</td><td>4.7</td><td>4.8</td><td>4.9</td><td>4.9</td><td>4.6</td></tr> <tr><th>直線配置 A2</th><td>10.2</td><td>10.6</td><td>10.8</td><td>11.1</td><td>11.3</td><td>11.9</td><td>12.9</td></tr> <tr><th>四角配置 A4</th><td>8.2</td><td>8.4</td><td>8.7</td><td>8.9</td><td>9.1</td><td>9.6</td><td>10.7</td></tr> </table> <p>参考寸法: φ100×74H</p> <p>ランプ: LED (非常灯用ハロゲン電球13W1灯器具相当)</p> <p>消費電力: 5W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>レンズ: ガラス、カバー: 鋼板</p>	器具取付高さ	2.4m	2.5m	2.6m	2.7m	2.8m	3.0m	3.5m	単体配置 A1	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.9	4.6	直線配置 A2	10.2	10.6	10.8	11.1	11.3	11.9	12.9	四角配置 A4	8.2	8.4	8.7	8.9	9.1	9.6	10.7	<p>b 非常用照明器具 (埋込型)</p> <p>電池内蔵型、リモコン自己点検機能付</p>  <p>非常灯評定番号: LALE-004 K1-LRS11-1<公共施設型番> (NNFB90605K<パナソニック機> 同等品)</p> <table border="1"> <tr><th>器具取付高さ</th><td>2.4m</td><td>2.5m</td><td>2.6m</td><td>2.7m</td><td>2.8m</td><td>3.0m</td><td>3.5m</td></tr> <tr><th>単体配置 A1</th><td>4.0</td><td>4.0</td><td>4.0</td><td>3.6</td><td>3.2</td><td>2.8</td><td>1.6</td></tr> <tr><th>直線配置 A2</th><td>9.4</td><td>9.6</td><td>9.9</td><td>10.1</td><td>10.3</td><td>10.1</td><td>9.7</td></tr> <tr><th>四角配置 A4</th><td>7.6</td><td>7.8</td><td>8.1</td><td>8.3</td><td>8.5</td><td>8.9</td><td>9.7</td></tr> </table> <p>参考寸法: φ100×74H</p> <p>ランプ: LED (非常灯用ハロゲン電球9W1灯器具相当)</p> <p>消費電力: 5W以下 電 圧: 100~242V</p> <p>レンズ: ガラス、カバー: 鋼板</p>	器具取付高さ	2.4m	2.5m	2.6m	2.7m	2.8m	3.0m	3.5m	単体配置 A1	4.0	4.0	4.0	3.6	3.2	2.8	1.6	直線配置 A2	9.4	9.6	9.9	10.1	10.3	10.1	9.7	四角配置 A4	7.6	7.8	8.1	8.3	8.5	8.9	9.7	<p>ハ 通路誘導灯 B級・BL形 片面型</p> <p>リモコン自己点検機能付、電池内蔵型</p>  <p>ST1-FSF22-BL<公共施設型番> (天井直付)</p> <p>ランプ: LED</p> <p>消費電力: 5.0W以下 電 圧: 100V</p>
器具取付高さ	2.4m	2.5m	2.6m	2.7m	2.8m	3.0m	3.5m																																																											
単体配置 A1	4.6	4.7	4.7	4.8	4.9	4.9	4.6																																																											
直線配置 A2	10.2	10.6	10.8	11.1	11.3	11.9	12.9																																																											
四角配置 A4	8.2	8.4	8.7	8.9	9.1	9.6	10.7																																																											
器具取付高さ	2.4m	2.5m	2.6m	2.7m	2.8m	3.0m	3.5m																																																											
単体配置 A1	4.0	4.0	4.0	3.6	3.2	2.8	1.6																																																											
直線配置 A2	9.4	9.6	9.9	10.1	10.3	10.1	9.7																																																											
四角配置 A4	7.6	7.8	8.1	8.3	8.5	8.9	9.7																																																											
<p>イ 誘導音付点滅型避難口誘導灯 B級・BL形 片面型</p> <p>キセノンランプ・誘導音 リモコン自己点検機能付、電池内蔵型 誘導灯用信号装置 (1回路用) 共</p>  <p>SH1-FBF20AF-BL<公共施設型番> (壁直付) SH1-FSF20AF-BL<公共施設型番> (天井直付)</p> <p>ランプ: LED</p> <p>消費電力: 5.0W以下 電 圧: 100V</p>	<p>ロ 通路誘導灯 B級・BL形 両面型</p> <p>リモコン自己点検機能付、電池内蔵型</p>  <p>ST1-FSF23-BL<公共施設型番> (天井直付)</p> <p>ランプ: LED</p> <p>消費電力: 5.0W以下 電 圧: 100V</p>	<p>ハ 通路誘導灯 B級・BL形 片面型</p> <p>リモコン自己点検機能付、電池内蔵型</p>  <p>ST1-FSF22-BL<公共施設型番> (天井直付)</p> <p>ランプ: LED</p> <p>消費電力: 5.0W以下 電 圧: 100V</p>																																																																

トイレ呼出し器具参考姿図

<p>ニ 警報ランプ付プザー</p>  <p>定 格 電 圧 AC100V 50/60Hz 消費電力 動作時: 5W、待機時: 1W 操作電圧 DC5V 使用周囲温度 -10℃~+50℃ 質 量 約530g 音 圧 警報音: 約90dB (前方1mにて) 報知音: 約65dB (前方1mにて)</p> <p>EA5501<パナソニック機> 同等品</p>	<p>N 埋込プルスイッチ押鈕スイッチ</p>  <p>定 格 30V、0.1A 接触方式 金めつき接点突合わせ接触 回路方式 常閉形 (a 接点) 結線方式 リード線式 使用場所 屋内 使用周囲温度 -10℃~+40℃ 防水性 JIS C 8304 防まつ形 (IPX4) に適合</p> <p>WS65771<パナソニック機> 同等品</p>
--	---

IZUMI SEKKEISHITU

工事名称

鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事

図面名称

照明器具・トイレ呼出し器具参考姿図

縮尺

—

(株) 泉設計室
〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地

TEL・FAX 088-685-9345

1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治
事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号

図面番号

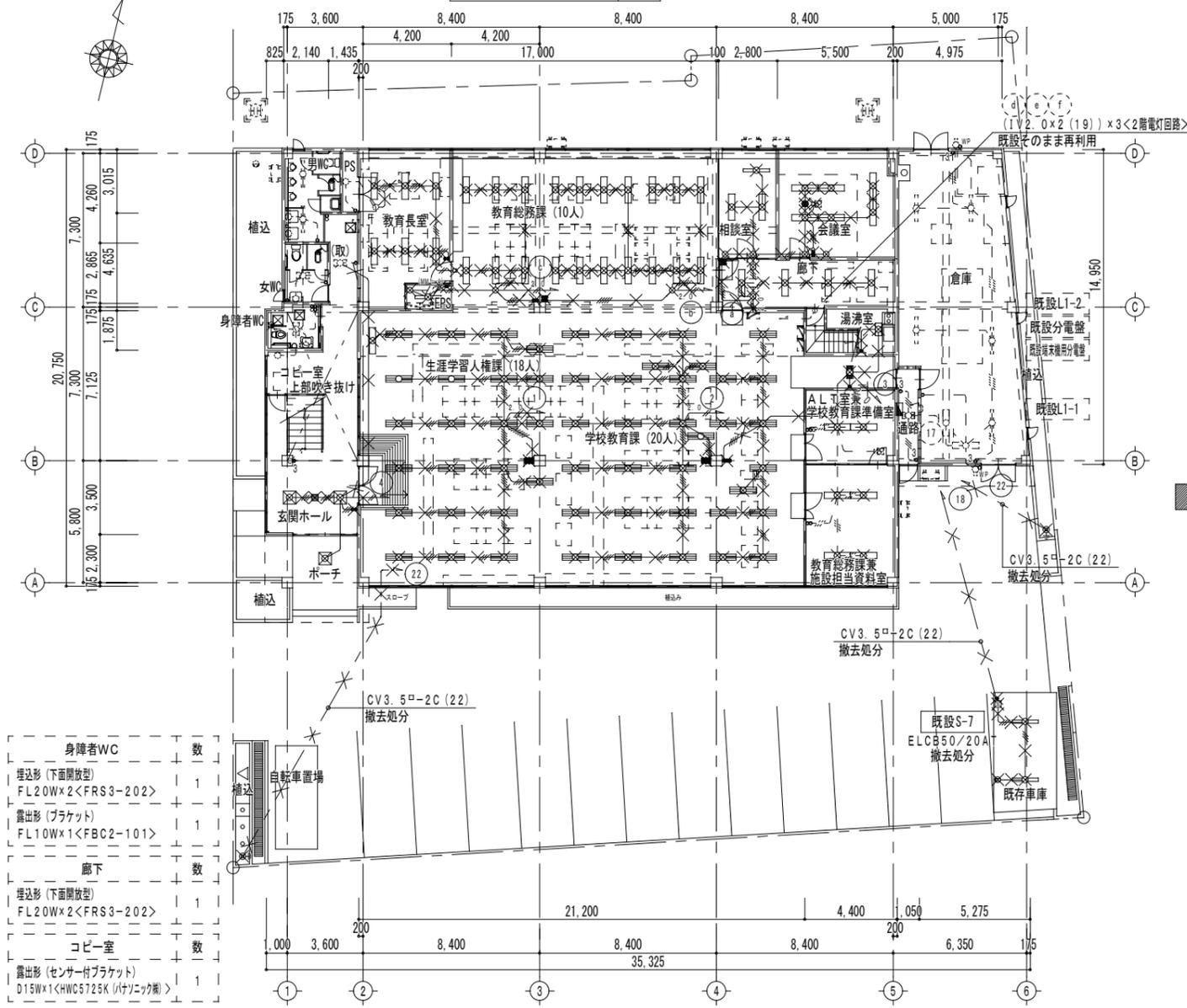
E-06

照明器具リスト

男WC	数	PS	数	教育総務課	数	会議室	数	倉庫	数
埋込形 (下面開放型) FL40W×1<FRS3-401>	2	露出形 (ブラケット) IL40W×1<ISC2-40>	1	露出形 (反射型) HF32W×2<FRS2-322>	20	埋込形 (下面開放型) 直管型LED×2	6	露出形 (吊下げ・反射型) FL40W×1<FRP1-401>	5
露出形 (ブラケット) FL10W×1<FBC2-101>	2	教育長室	数	相談室	数	湯沸室	数	露出形 (吊下げ・反射型) FL40W×2<FRP1-402>	2
女WC	数	埋込形 (下面開放型) HF32W×2<FRS26-322>	6	露出形 (吊下げ型) HF32W×3	2	露出形 (富士型) FL20W×2<FRS3-202>	1	通路	数
埋込形 (下面開放型) FL20W×2<FRS3-202>	1	EPS	数	露出形 (吊下げ・反射型) HF32W×1	1	埋込形 (下面開放型、非常用照明内蔵) FL20W×2<K1-FRS3-202>	1	廊下	数
露出形 (ブラケット) FL10W×1<FBC2-101>	1	露出形 (吊下げ・反射型) FL40W×1<FRP1-401>	1	廊下	数	埋込形 (下面開放型、非常用照明内蔵) FL20W×2<K1-FRS3-202>	1	給湯室	数
				露出形 (反射型) FL40W×2<FRP1-402>	4			障がい会館1	数
								埋込形 (下面開放型) FL20W×2<K1-FRS3-202>	1

照明器具リスト

男WC	数	PS	数	みんなのトイレ	数	WC2 (女)	数	廊下3	数
埋込形 (下面開放型) FL40W×1<FRS3-401>	2	露出形 (ブラケット) IL40W×1<ISC2-40>	1	⑥ ダウンライト 200形	2	⑧ ダウンライト 150形	2	⑨ ダウンライト 150形	2
露出形 (ブラケット) FL10W×1<FBC2-101>	2	基礎センター室1	数	WC2 (男)	数	⑩ ダウンライト 100形	2	⑪ ダウンライト 100形	2
女WC	数	埋込形 (下面開放型) FL20W×2<FRS3-202>	1	① 埋込形 (下面開放型)	16	⑫ ミラーライト	1	⑬ ミラーライト	1
埋込形 (下面開放型) FL20W×2<FRS3-202>	1	基礎センター室2	数	廊下2	数	⑭ ダウンライト 100形	1	⑮ ダウンライト 100形	1
露出形 (ブラケット) FL10W×1<FBC2-101>	1	② 埋込形 (下面開放型)	2	⑯ ダウンライト 200形	14	障がい会館2	数	⑰ 埋込形 (下面開放型)	18
						給湯室	数	⑱ 直付型 (富士型)	1
						⑲ 直付型 (富士型)	1		



身障者WC	数	埋込形 (下面開放型) FL20W×2<FRS3-202>	1	露出形 (ブラケット) FL10W×1<FBC2-101>	1	廊下	数	埋込形 (下面開放型) FL20W×2<FRS3-202>	1	コピー室	数	露出形 (センサー付ブラケット) D15W×1<HWC5725K (リソニック製)>	1
玄関ホール、廊下	数	埋込形 (下面開放型) FL20W×4<FRF2A-204>	2	埋込形 (非常用照明器具、角形) IL40W×1<K1-1RS1-40>	1	ポーチ	数	埋込形 (下面開放型) FL40W×1<FRF2A-401>	1	生涯学習人権課、学校教育課	数	埋込形 (下面開放型) FL40W×3<FRS3-403>	54
										埋込形 (下面開放型) FL40W×2<FRS3-402>	1		

玄関ホール、廊下	数	埋込形 (下面開放型) FL20W×4<FRF2A-204>	2	埋込形 (非常用照明器具、角形) IL40W×1<K1-1RS1-40>	1	ポーチ	数	埋込形 (下面開放型) FL40W×1<FRF2A-401>	1
----------	---	-----------------------------------	---	---	---	-----	---	-----------------------------------	---

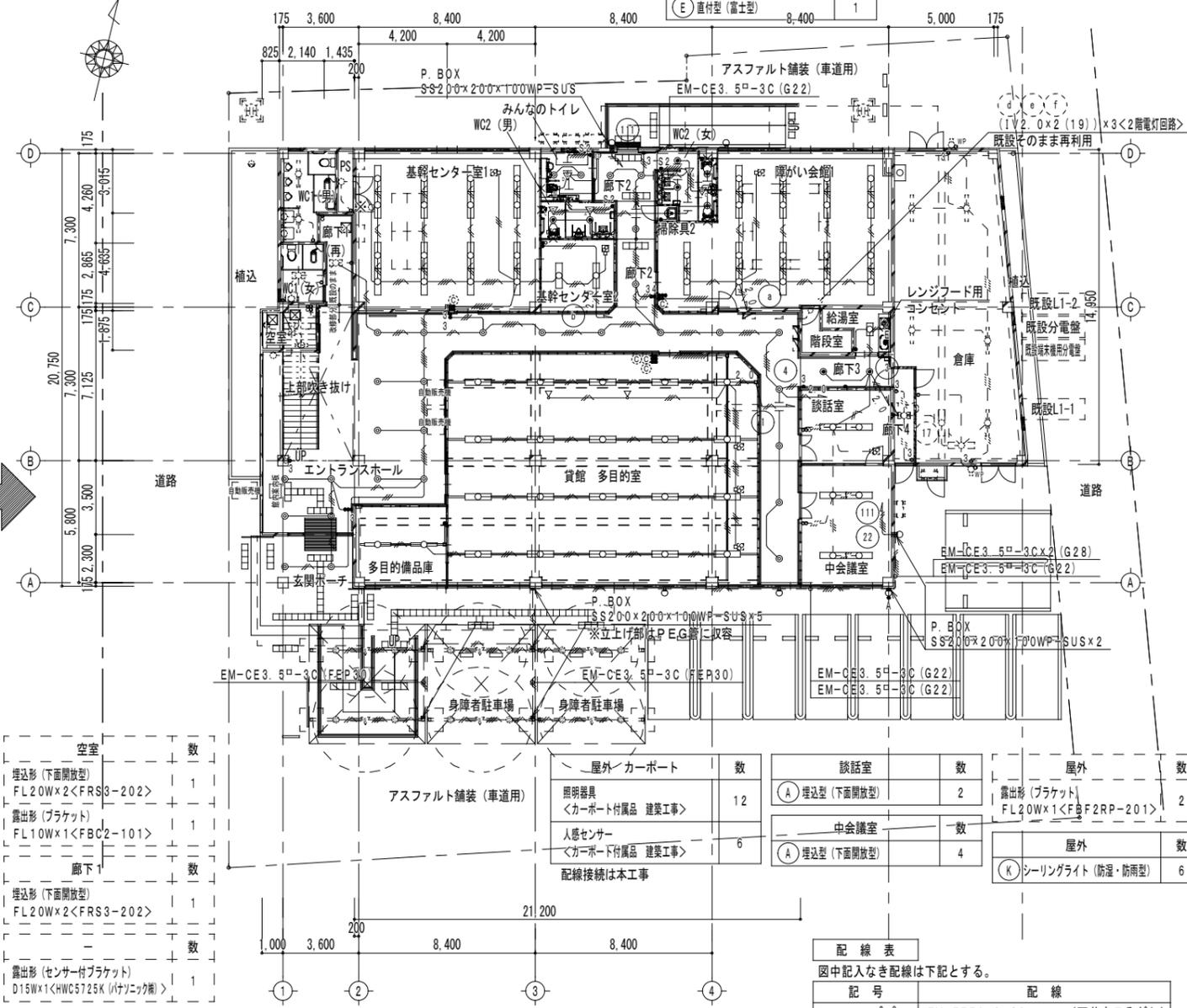
生涯学習人権課、学校教育課	数	埋込形 (下面開放型) FL40W×3<FRS3-403>	54	埋込形 (下面開放型) FL40W×2<FRS3-402>	1
---------------	---	----------------------------------	----	----------------------------------	---

屋外、1階電灯設備図 (改修前) 1/200

◎特記
 ・既設アスファルト舗装解体は建築工事とする。
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 ×印は既設撤去処分を示す。
 ・図示 (取)印は既設器具取外しを示す。
 ・既設機器撤去後の不要なボックス等は
 プランクプレート等取付のこと。
 ・既設配管撤去後の不要なコンクリート床及び壁の
 穴埋め補修は本工事とする。

ALT室兼学校教育課準備室	数	埋込形 (下面開放型) <FRS3-402> に露出形 (反射型) を直付 FL40W×2	2	教育総務課兼施設担当資料室	数	埋込形 (下面開放型) FL40W×2<FRS3-402>	4
---------------	---	---	---	---------------	---	----------------------------------	---

既存車庫	数	露出形 (反射型) FL40W×1<FRS1-401>	2	屋外	数	露出形 (ブラケット) FL20W×1<FBF2RP-201>	2
				屋外	数	ポール灯 (丸形)、HID250W×1 <HST5A-250BH26-T5> ポール (5m)、基礎 点滅器 (光電式6A) 共	2



空室	数	埋込形 (下面開放型) FL20W×2<FRS3-202>	1	露出形 (ブラケット) FL10W×1<FBC2-101>	1	廊下1	数	埋込形 (下面開放型) FL20W×2<FRS3-202>	1	エントランスホール	数	⑥ ダウンライト 200形	12
										玄関ポーチ	数	⑦ 軒下用ダウンライト 200形 (防雨型)	2

エントランスホール	数	⑥ ダウンライト 200形	12	玄関ポーチ	数	⑦ 軒下用ダウンライト 200形 (防雨型)	2
-----------	---	---------------	----	-------	---	------------------------	---

貨館 多目的室	数	③ 直付型	20	多目的備品庫	数	④ 直付型	2
		④ スポットライト	2				
		露出部は二種金属製に施工のこと。					

屋外、1階電灯設備図 (改修後) 1/200

◎特記
 ・アスファルト舗装復旧は建築工事とする。
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 ×印は既設撤去処分を示す。
 ・図示 ※印は既設接続を示す。
 ・図示 (再)印は既設器具再取付を示す。
 ・露出する配線は第1種金属製に収容とする。
 ・撤去により断線した必要な回路は回路復旧のこと。

談話室	数	① 埋込形 (下面開放型)	2	中会議室	数	① 埋込形 (下面開放型)	4
-----	---	---------------	---	------	---	---------------	---

屋外	数	露出形 (ブラケット) FL20W×1<FBF2RP-201>	2	屋外	数	⑧ シーリングライト (防湿・防雨型)	6
----	---	------------------------------------	---	----	---	---------------------	---

配線表

図中記入なき配線は下記とする。

記号	配線
EM-EEF2.0-3C	(天井内ころがし)
EM-EEF1.6-2C	(天井内ころがし)
EM-EEF1.6-3C	(天井内ころがし)
EM-EEF1.6-2C×2	(天井内ころがし)
EM-EEF1.6-3C×2	(天井内ころがし)
EM-EEF1.6-3C×2C	(天井内ころがし)
EM-EEF1.6-3C×2	(天井内ころがし)
EM-EEF1.6-3C×2C×2	(天井内ころがし)

※特記
 1. コンクリート・ブロック部及び間仕切壁内はP.F管に収容とする。

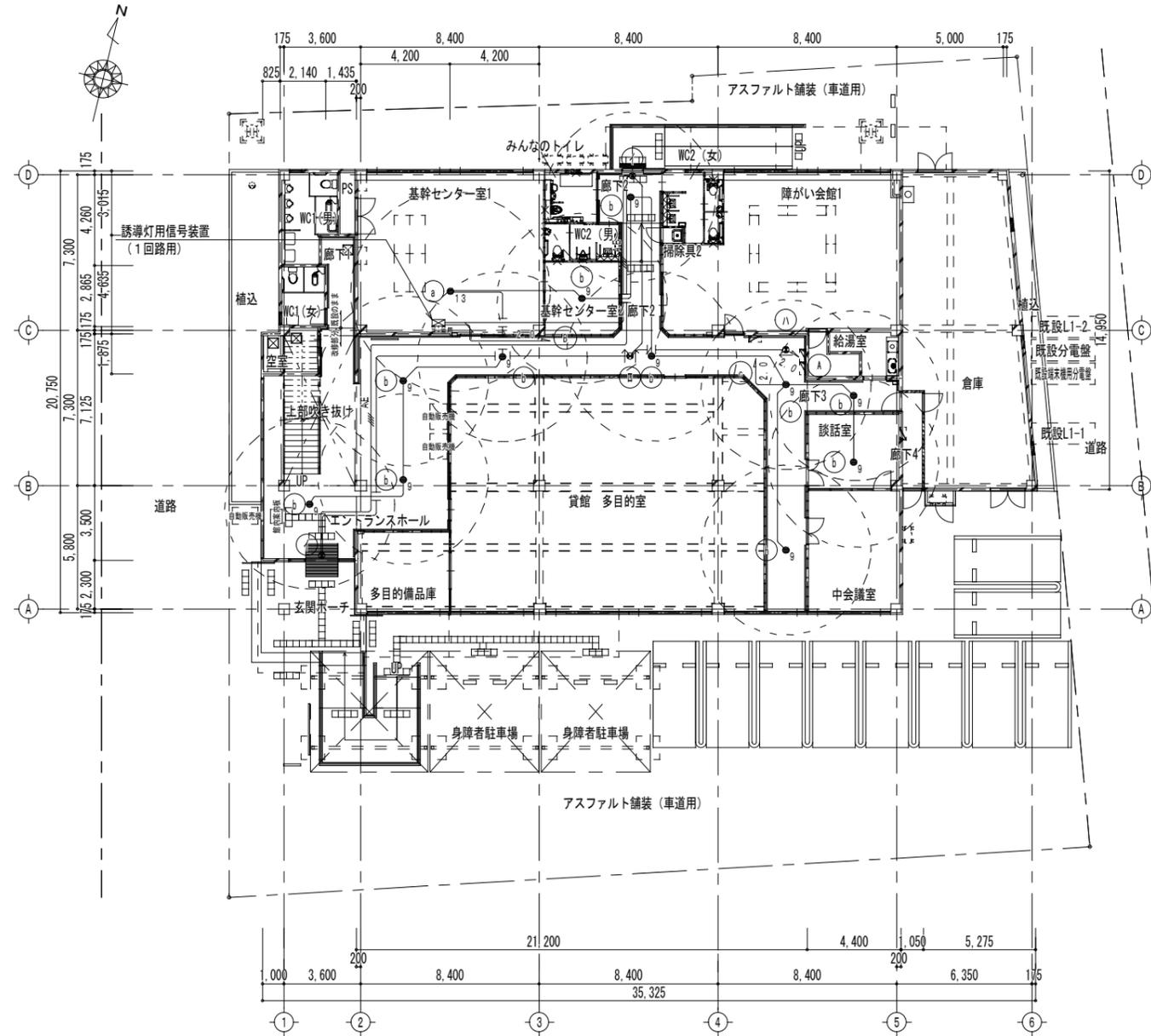
非常照明・誘導灯器具リスト

エントランスホール 器具取付高さ=2,600	数
① 非常用照明器具 (埋込型)	3
② 誘導音付点滅型避難口誘導灯 B級・B.L形 片面型	1

基幹センター室1 器具取付高さ=2,600	数
① 非常用照明器具 (埋込型)	1
基幹センター室2 器具取付高さ=2,600	数
① 非常用照明器具 (埋込型)	1

廊下2 器具取付高さ=2,600	数
① 非常用照明器具 (埋込型)	5
② 誘導音付点滅型避難口誘導灯 B級・B.L形 片面型	1
③ 通路誘導灯 B級・B.L形 両面型	1
④ 通路誘導灯 B級・B.L形 片面型	1

廊下3 器具取付高さ=2,600	数
① 非常用照明器具 (埋込型)	1
談話室 器具取付高さ=2,600	数
① 非常用照明器具 (埋込型)	1

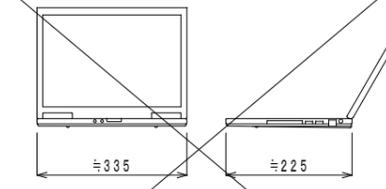
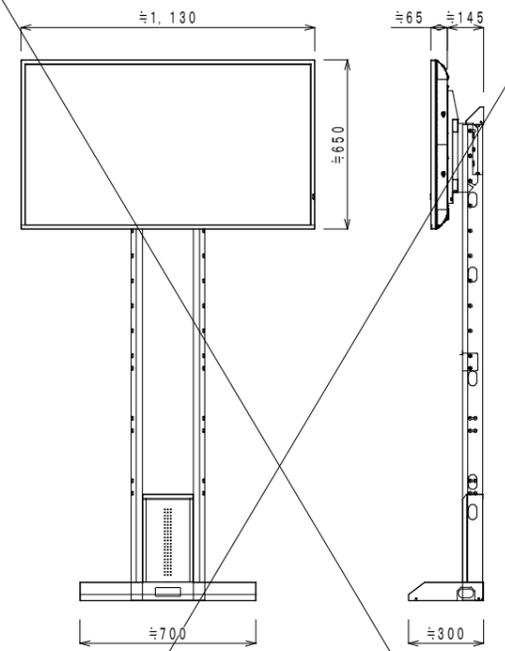
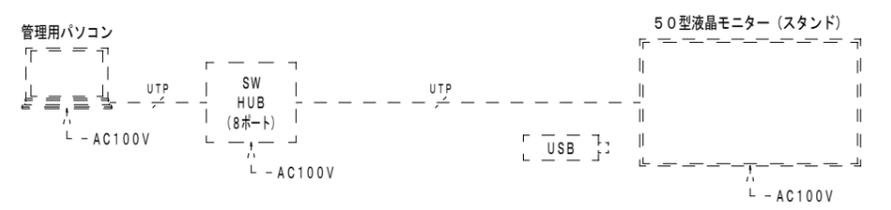


1階非常照明・誘導灯設備図 (改修後) 1/200

◎特記
 ・アスファルト舗装復旧は建築工事とする。
 ・図示 - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・露出する配線は第1種金属線びに収容とする。

配線表	
図中記入なき配線は下記とする。	
記号	配線
2.0	EM-EEF2.0-2C (天井内こがし)
	EM-EEF1.6-2C (天井内こがし)
AE	EM-AE1.2-2C (天井内こがし)
AE	EM-AE1.2-4C (天井内こがし)
※特記 1. コンクリート・ブロック部及び間仕切壁内はPF管に収容とする。	

IZUMI SEKKEISHITU	工事名称	鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事	図面名称	1階非常照明・誘導灯設備図 (改修前・後)	縮尺	1/200
		(株)泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345	1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号	図面番号	E-09	

<p>1 情報表示設備システム（デジタルサイネージ）概要（参考）＜機器別途工事、※空配管及び電源用コンセントのみ本工事＞</p> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 本システムは、動画・静止画・テロップなどのコンテンツ情報を来場者に向けて提供するものである。 パソコン上で登録したコンテンツファイル、スケジュールをUSBメモリーに登録しディスプレイに差し込むことで、登録された動画や静止画を設定したスケジュールに従ってディスプレイに表示できるものとする。 また、LAN経由でのコンテンツファイル、スケジュールの登録も行えるものとする。 表示コンテンツは別途検討とする <p>2. 機能概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の静止画、動画、音楽ファイルをコンテンツとして使用できるものとする。 ① 動画：mov、avi、mp4、wmv ② 静止画：jpg、jpeg、bmp ③ 音楽：mp3、wma 再生したいコンテンツファイルをUSBメモリーに登録し、ディスプレイ本体に差し込むことでディスプレイに内蔵のメディアプレーヤーでコンテンツファイルの再生をするものとする。 ディスプレイ付属のリモコンによる操作でディスプレイの電源ON/OFFのスケジュールリングが可能であること。 パソコン内にインストールされた無償ソフトウェアを用いることで、表示コンテンツのプレイリスト、タイムテーブル、スケジュールの編集を行えること。 作成した表示スケジュールをパソコンに接続されたUSBメモリーに登録できること。 または、パソコンからLAN経由で各ディスプレイに挿入されたUSBメモリーに登録できること。 表示するコンテンツを日別、時間別、ディスプレイ別に設定が可能であること。 	<p>3 情報表示設備システム（デジタルサイネージ）機器表（参考）＜機器別途工事、※空配管及び電源用コンセントのみ本工事＞</p> <p>管理用パソコン <計：1台></p> <p>※卓上設置</p>  <table border="1"> <tr><td>OS</td><td>Windows10 Pro 64bit</td></tr> <tr><td>CPU</td><td>Core i3 2コア 3.60GHz 相当以上</td></tr> <tr><td>メモリー</td><td>4GB以上</td></tr> <tr><td>内蔵ストレージ</td><td>100GB以上</td></tr> <tr><td>その他</td><td>専用ソフトウェア付き</td></tr> </table> <p>SW HUB (8ポート) <計：1台></p> <p>※卓上設置</p>  <table border="1"> <tr><td>ポート数</td><td>10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×8</td></tr> <tr><td>電源（消費電力）</td><td>AC100V、50/60Hz（最大4.4W/最小1.7W）</td></tr> <tr><td>耐性</td><td>静電気放電（ESD） 接触放電：20kV、気中放電：30kV</td></tr> </table> <p>パナソニック様：PN24061 同等品</p>	OS	Windows10 Pro 64bit	CPU	Core i3 2コア 3.60GHz 相当以上	メモリー	4GB以上	内蔵ストレージ	100GB以上	その他	専用ソフトウェア付き	ポート数	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×8	電源（消費電力）	AC100V、50/60Hz（最大4.4W/最小1.7W）	耐性	静電気放電（ESD） 接触放電：20kV、気中放電：30kV	<p>50型液晶モニター（スタンド共） <計：1台></p>  <table border="1"> <tr><td>電源・消費電力</td><td>AC100V±10%、50Hz/60Hz、275W（動作時平均消費電力152W）</td></tr> <tr><td>画面サイズ・アスペクト比・解像度</td><td>50V型、16:9、3840×2160</td></tr> <tr><td>輝度・コントラスト比・視野角</td><td>700cd/m²、4000:1、178°/178°（CR>10）</td></tr> <tr><td>入出力端子</td><td>HDMI入力×3（HDCP2.2対応）、デジタルリンク入力/出力（HDCP1.4対応）、IR入力/出力、シリアル入力、PC入力、音声入力/出力、センサー入力、LAN、スロット（Intel SDMM仕様対応）、USBtypeA×2（USB3.0対応、USB2.0対応）、USBtypeC（最大60W PD対応、USB2.0対応、DP Alt Mode対応）</td></tr> <tr><td>機能</td><td>ポートレイトズーム、HDMI-CEC対応、メディアプレイヤー（USBメモリー/内蔵メモリー）、ホワイトボード機能/マウス/タッチペン、コンテンツマネージメント</td></tr> <tr><td>その他</td><td>ソフトウェア対応、ScreenTransfer対応、24時間連続稼働/日 壁寄せスタンド、USBメモリー（32GB）共</td></tr> </table> <p>パナソニック様：TH-50SQ2HJ+FZS-W55HA 同等品</p>	電源・消費電力	AC100V±10%、50Hz/60Hz、275W（動作時平均消費電力152W）	画面サイズ・アスペクト比・解像度	50V型、16:9、3840×2160	輝度・コントラスト比・視野角	700cd/m ² 、4000:1、178°/178°（CR>10）	入出力端子	HDMI入力×3（HDCP2.2対応）、デジタルリンク入力/出力（HDCP1.4対応）、IR入力/出力、シリアル入力、PC入力、音声入力/出力、センサー入力、LAN、スロット（Intel SDMM仕様対応）、USBtypeA×2（USB3.0対応、USB2.0対応）、USBtypeC（最大60W PD対応、USB2.0対応、DP Alt Mode対応）	機能	ポートレイトズーム、HDMI-CEC対応、メディアプレイヤー（USBメモリー/内蔵メモリー）、ホワイトボード機能/マウス/タッチペン、コンテンツマネージメント	その他	ソフトウェア対応、ScreenTransfer対応、24時間連続稼働/日 壁寄せスタンド、USBメモリー（32GB）共
OS	Windows10 Pro 64bit																													
CPU	Core i3 2コア 3.60GHz 相当以上																													
メモリー	4GB以上																													
内蔵ストレージ	100GB以上																													
その他	専用ソフトウェア付き																													
ポート数	10BASE-T/100BASE-TX/1000BASE-T×8																													
電源（消費電力）	AC100V、50/60Hz（最大4.4W/最小1.7W）																													
耐性	静電気放電（ESD） 接触放電：20kV、気中放電：30kV																													
電源・消費電力	AC100V±10%、50Hz/60Hz、275W（動作時平均消費電力152W）																													
画面サイズ・アスペクト比・解像度	50V型、16:9、3840×2160																													
輝度・コントラスト比・視野角	700cd/m ² 、4000:1、178°/178°（CR>10）																													
入出力端子	HDMI入力×3（HDCP2.2対応）、デジタルリンク入力/出力（HDCP1.4対応）、IR入力/出力、シリアル入力、PC入力、音声入力/出力、センサー入力、LAN、スロット（Intel SDMM仕様対応）、USBtypeA×2（USB3.0対応、USB2.0対応）、USBtypeC（最大60W PD対応、USB2.0対応、DP Alt Mode対応）																													
機能	ポートレイトズーム、HDMI-CEC対応、メディアプレイヤー（USBメモリー/内蔵メモリー）、ホワイトボード機能/マウス/タッチペン、コンテンツマネージメント																													
その他	ソフトウェア対応、ScreenTransfer対応、24時間連続稼働/日 壁寄せスタンド、USBメモリー（32GB）共																													
<p>2 情報表示設備システム（デジタルサイネージ）系統図＜機器別途工事、※空配管及び電源用コンセントのみ本工事＞</p>  <p>凡例</p> <table border="1"> <tr> <td>--- UTP ---</td> <td>UTPCat5e</td> </tr> </table>	--- UTP ---	UTPCat5e																												
--- UTP ---	UTPCat5e																													

<p>IZUMI SEKKEISHITU</p>	<p>工事名称 鳴門市分庁舎改修工事のうち電気工事</p> <p>(株) 泉設計室 〒772-0002 徳島県鳴門市撫養町齊田字浜端西6-1番地 TEL・FAX 088-685-9345</p>	<p>図面名称 情報表示設備システム概要・系統図・機器参考姿図</p> <p>1級建築士登録 第237012号 管理建築士 泉 真治 事務所登録番号 徳島県知事登録第01046号</p>	<p>縮尺</p> <p>図面番号</p>	<p>—</p> <p>E-10</p>
--------------------------	---	---	-----------------------	----------------------

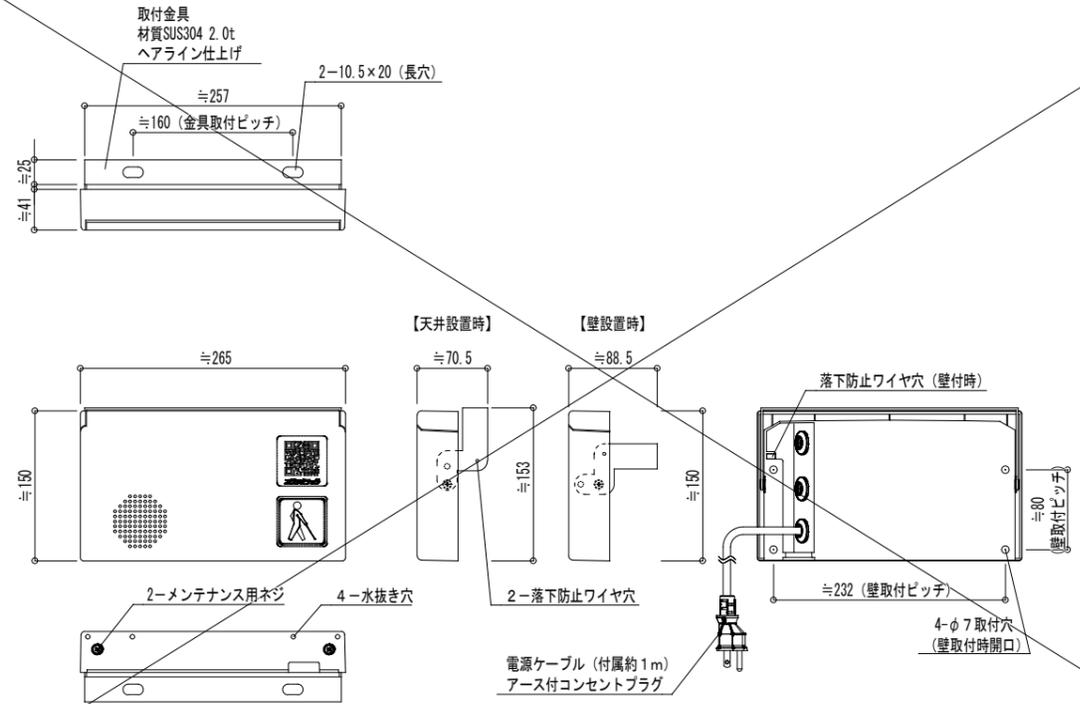
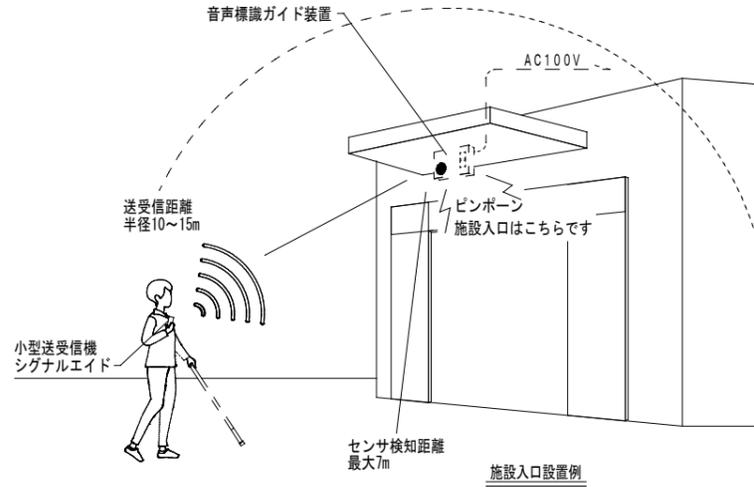
このシステムは、主に視覚障がい者のための目標物確認システムです。
 施設出入口の天井面等に、音声標識ガイド装置を設置します。
 システムは以下の3通りで機能します。

①電波送受信式音声
 利用者の携帯する小型送受信機が音声案内利用可能エリアに入ると振動でお知らせします。
 その後、小型送受信機からの電波を音声標識ガイド装置が受信した時、目標物の位置や必要情報を音声で案内します。

②センサ検知式音声
 利用者がセンサの検知エリアに入ると目標物の位置や必要情報を音声で案内します。

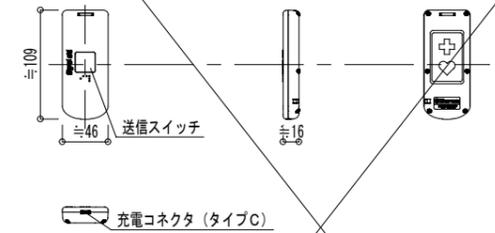
③間欠式音声
 通常時は一定の間隔で音声や盲導鈴 (チャイム) を繰り返し案内します。

また、本体設定はノートパソコン等のブラウザを使い各種設定が遠隔操作で行えます (WiFi接続)。



(VMG-RX 株式会社エクシオテック 同等品)

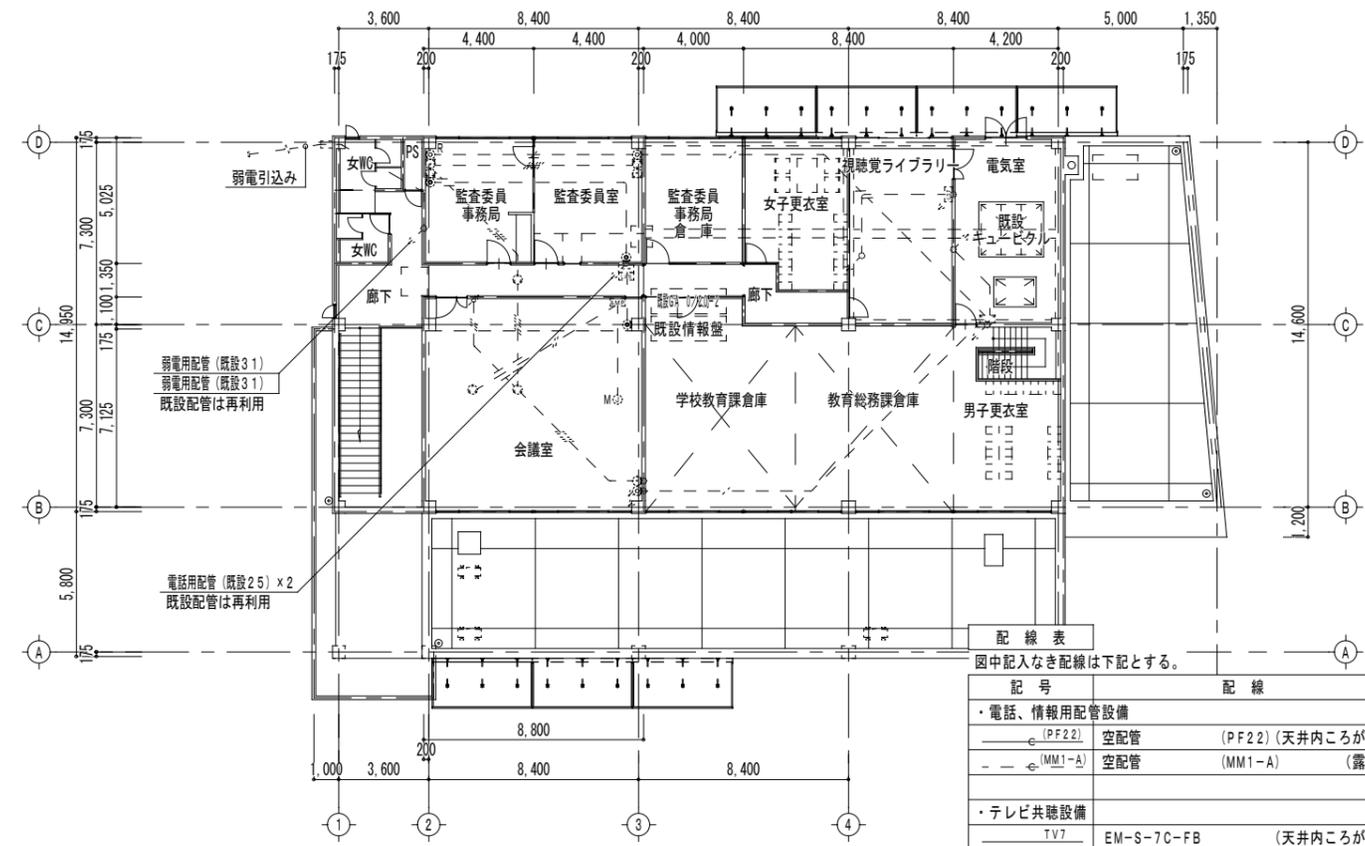
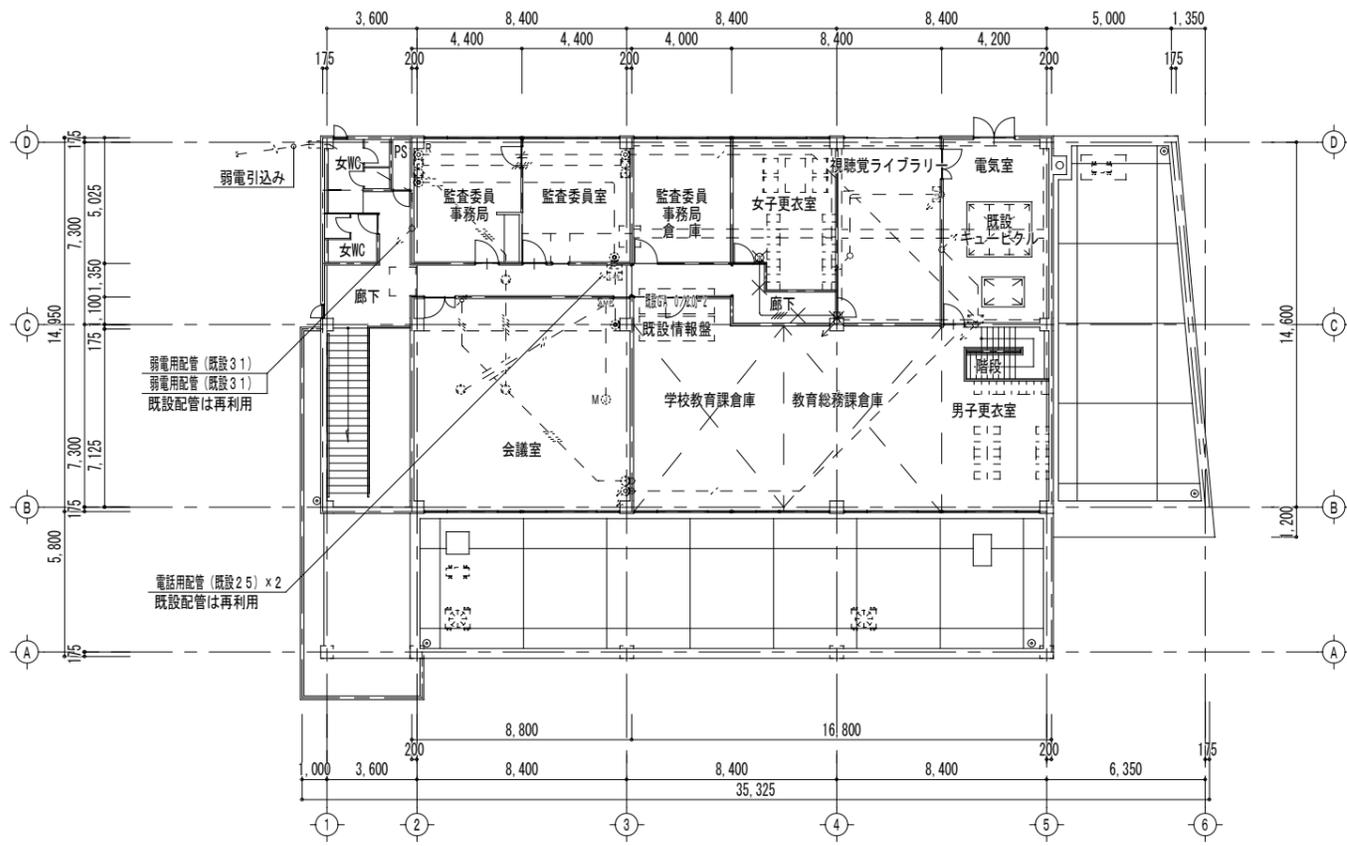
電源	AC100V/200V (50/60Hz)
消費電力	30W以下
案内方式	微弱電波送受信方式+センサ検知方式+常時音声
受信周波数	312.450MHz 符号FM変調2波
送信周波数	231.845MHz
送受信範囲	10~15m
センサ規格	マイクロ波センサ (2.4GHz帯)
センサ検知距離	最大有効検知距離: 7m
センサ検知範囲	最大水平検知幅: 7m 最大垂直検知幅: 3.6m (5m地点)
常時音内容	盲導鈴・任意音声・鳥の声
盲導鈴	チャイム4秒間 間隔10秒/毎 770Hz (ピン)・640Hz (ボン)
音声再生形式	MP3方式 (モノラル)
音声出力	最大5W (8Ω)
案内秒数	最大10分 (1音声あたり)
本体設定	ノートPC等のブラウザによる (WiFi接続) 音量設定、週間スケジュールリング (停電保証8年間)
使用温度範囲	-20℃~+60℃
取付方法	壁付け、吊下げ (専用取付金具)、天井付け、壁付け (直付け)
本体材質	AES樹脂
カバー色	ライトグレー (N8.2) / ブラック (N1.5)
本体構造	防雨型 (IPX3相当品)
重量	約3.0kg



(VMG-SA5K 株式会社エクシオテック 同等品)

送信周波数	312.450MHz
受信周波数	231.845MHz
送信電波形式	FM変調 (DTMF信号)
受信電波形式	FM変調 (1KHz SIN信号)
送信出力	特定小電力無線規格 (技適番号: 003-230150)
送受信距離	見通し 10~15m
使用電池	リチウムリチウム酸電池内蔵 (520mAh) ※満充電で1日3時間程度の使用で約3日間連続動作
充電	USB充電対応 (Type-Cコネクタ)
本体	ABS樹脂
重量	約50g
本体構造	防雨構造 (IPX3)

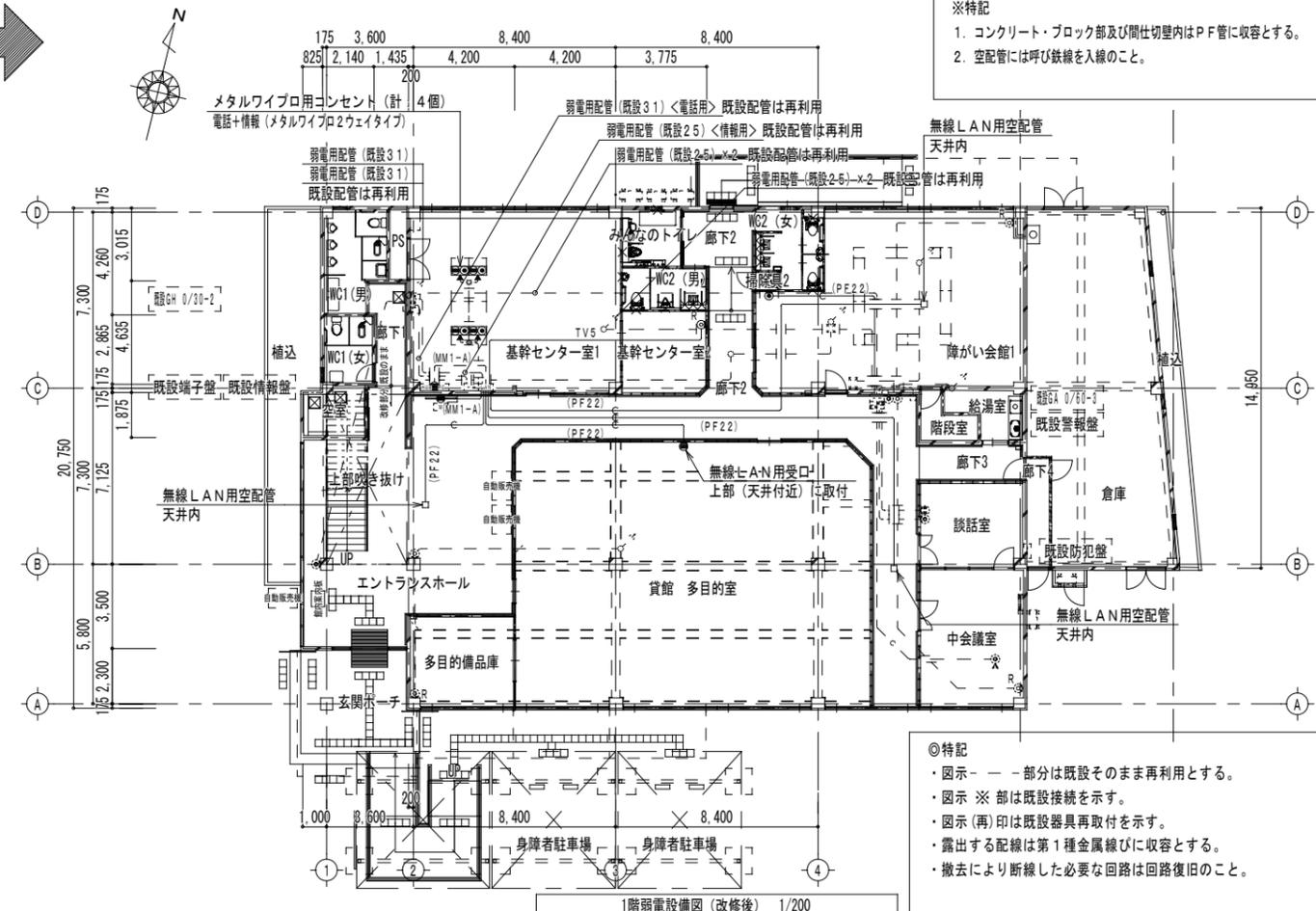
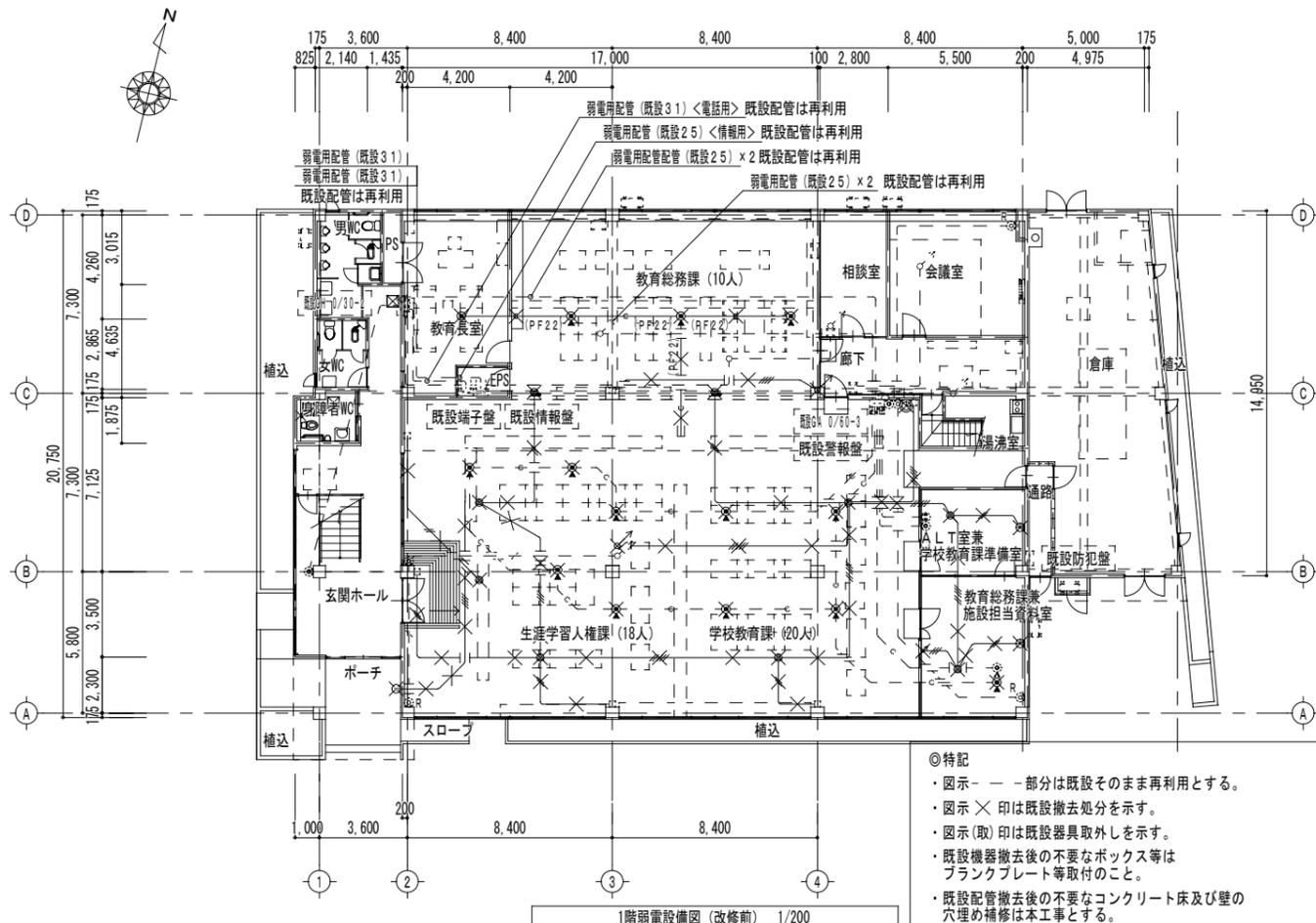
※本製品は、エクシオテック社製装置及び交通弱者用信号機以外の動作保証はいたしません



配線表
 図中記入なき配線は下記とする。

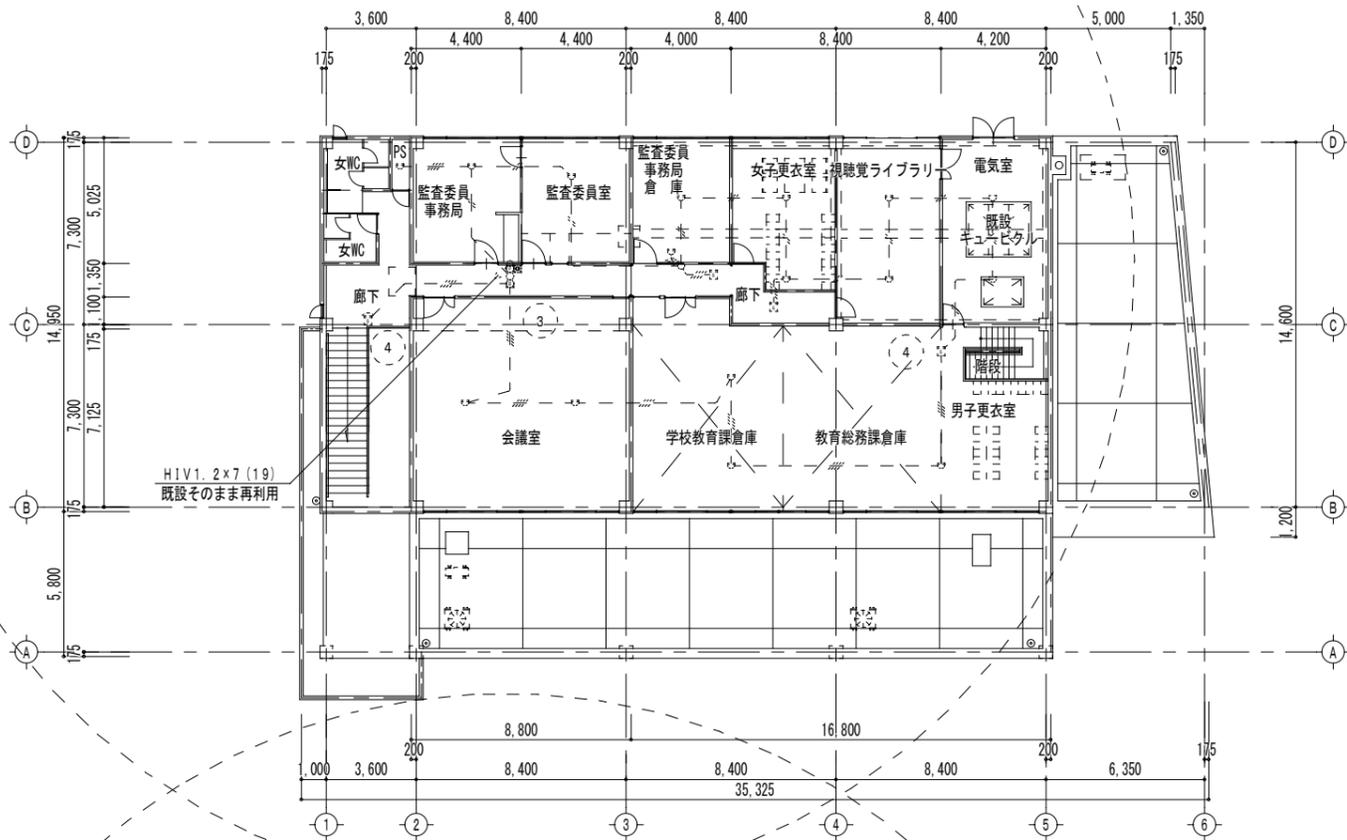
記号	配線
●	電話、情報用配管設備
○ (PF22)	空配管 (PF22) (天井内ころがし)
— (MM1-A)	空配管 (MM1-A) (露出)
・テレビ共聴設備	
TV7	EM-S-7C-FB (天井内ころがし)
TV5	EM-S-5C-FB (天井内ころがし)

※特記
 1. コンクリート・ブロック部及び間仕切壁内はPF管に收容とする。
 2. 空配管には呼び鉄線を入線のこと。

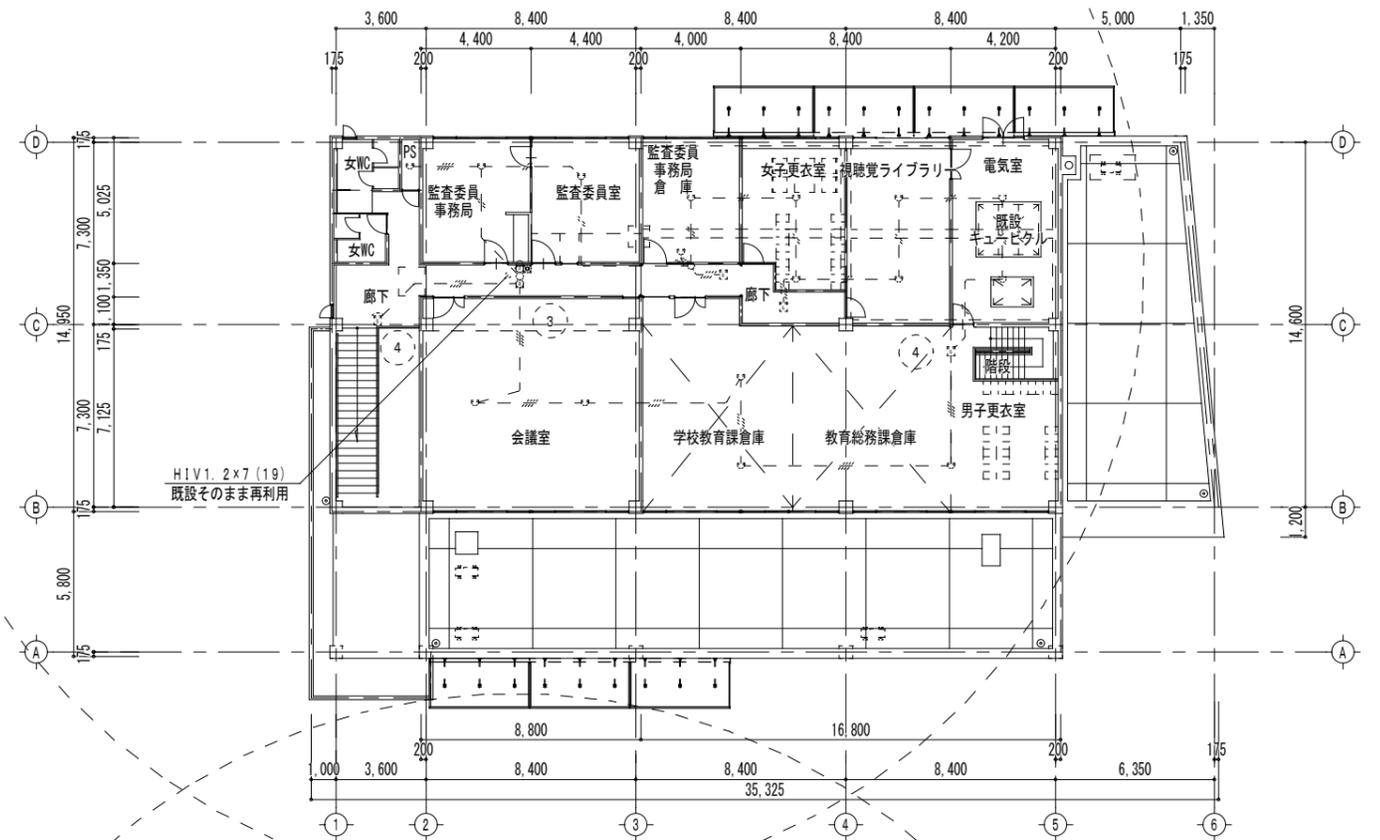


◎特記
 ・図示 — 一部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 × 印は既設撤去処分を示す。
 ・図示 (取) 印は既設器具取外しを示す。
 ・既設機器撤去後の不要なボックス等は
 プランクプレート等取付のこと。
 ・既設配管撤去後の不要なコンクリート床及び壁の
 穴埋め補修は本工事とする。

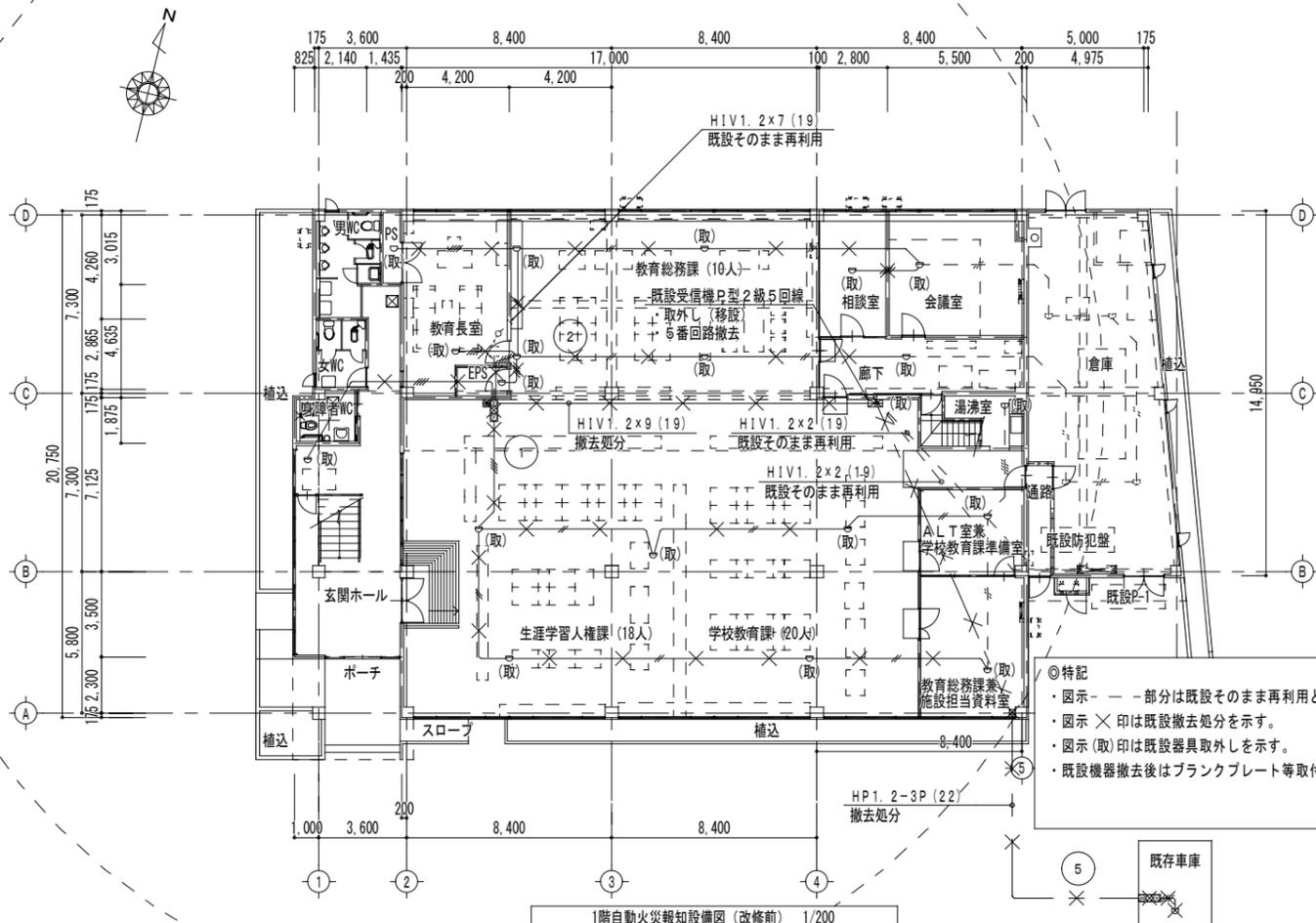
◎特記
 ・図示 — 一部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 ※ 部は既設接続を示す。
 ・図示 (再) 印は既設器具再取付を示す。
 ・露出する配線は第1種金属線びに收容とする。
 ・撤去により断線した必要な回路は回路復旧のこと。



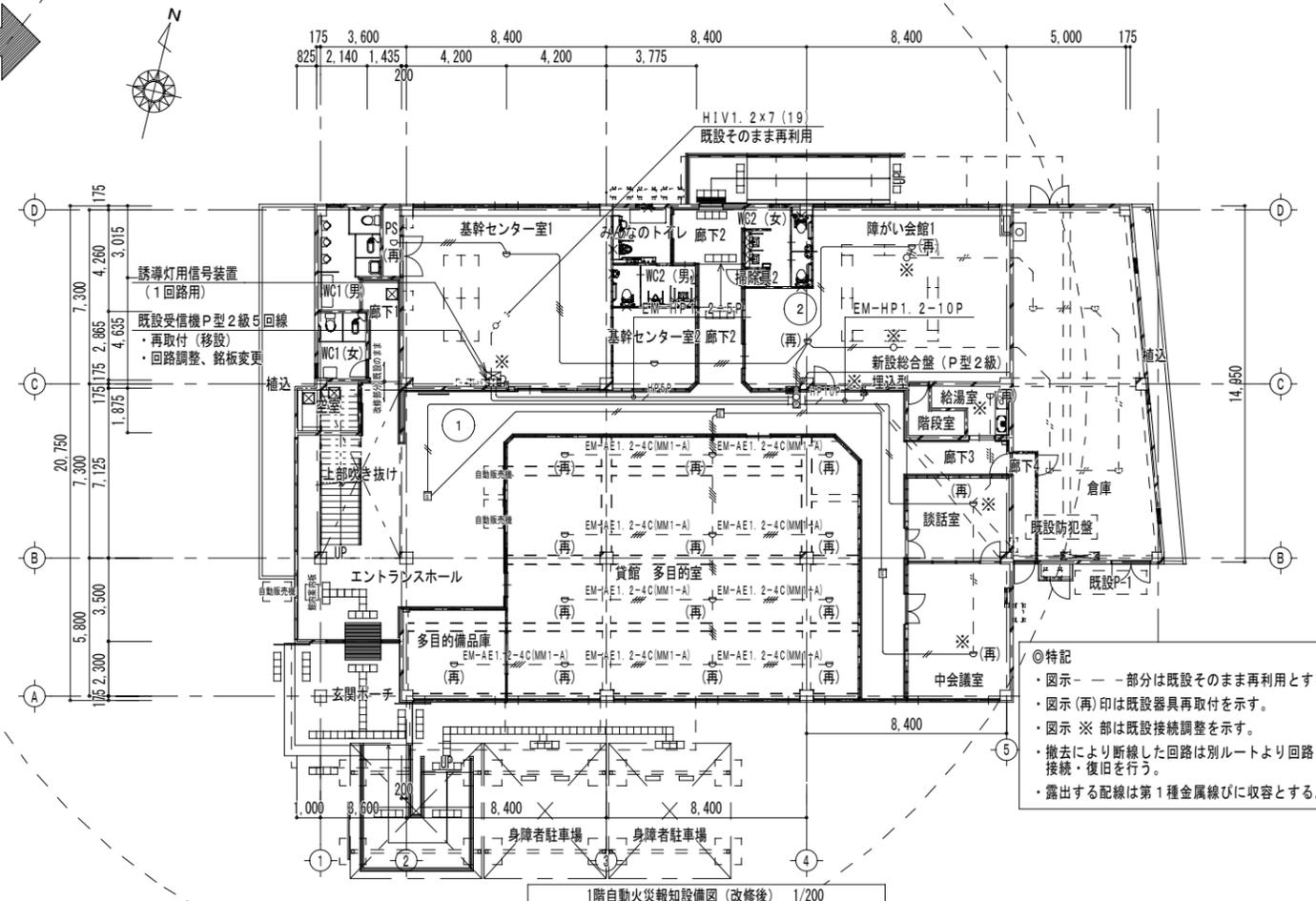
2階自動火災報知設備図 (改修前) 1/200



2階自動火災報知設備図 (改修後) 1/200



1階自動火災報知設備図 (改修前) 1/200



1階自動火災報知設備図 (改修後) 1/200

◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 × 印は既設撤去処分を示す。
 ・図示 (取) 印は既設器具取外しを示す。
 ・既設機器撤去後はブラックプレート等取付のこと。

◎特記
 ・図示 - - - 部分は既設そのまま再利用とする。
 ・図示 (再) 印は既設器具再取付を示す。
 ・図示 ※ 部は既設接続調整を示す。
 ・撤去により断線した回路は別ルートより回路接続・復旧を行う。
 ・露出する配線は第1種金属線びに收容とする。